

川越市障害福祉サービス等
支給決定基準(案)

川越市 福祉部 障害者福祉課

目 次

I	介護給付費支給決定基準（障害者）	4
1.	居宅介護 ①身体介護	5
	②家事援助	8
	③通院等介助（身体介護を伴う）、通院等介助（身体介護を伴わない）、通院等乗降介助	10
2.	重度訪問介護	14
3.	同行援護	16
4.	行動援護	20
5.	療養介護	23
6.	生活介護	24
7.	短期入所	25
8.	重度障害者等包括支援	28
9.	共同生活介護（ケアホーム）	30
10.	施設入所支援	32
II	介護給付費支給決定基準（障害児）	34
1.	居宅介護 ①身体介護	35
	②家事援助	37
	③通院等介助（身体介護を伴う）、通院等介助（身体介護を伴わない）、通院等乗降介助	38
2.	同行援護	40
3.	行動援護	43
4.	短期入所	45
5.	重度障害者等包括支援	47
6.	重度訪問介護	49
III	訓練等給付費支給決定基準	50
1.	自立訓練（機能訓練）	51
2.	自立訓練（生活訓練）	52
3.	宿泊型自立訓練	53
4.	就労移行支援	54
5.	就労継続支援A型	55
6.	就労継続支援B型	56
7.	共同生活援助（グループホーム）	57
IV	地域相談支援給付費支給決定基準	58
1.	地域移行支援	59
2.	地域定着支援	60
V	計画相談支援給付費	62
1.	サービス利用支援	65
2.	継続サービス利用支援	66
VI	利用者負担	68
VII	その他	72
1.	介護保険制度との関係について	73

2. 支給決定基準と異なる支給決定を行う必要がある場合	74
VIII 地域生活支援事業支給決定基準	76
1. 移動支援事業	77
2. 日中一時支援事業	78
3. 地域活動支援センター事業	79

平成19年 6月30日施行
平成21年 4月 1日一部改正
平成21年10月 1日一部改正
平成22年 3月31日一部改正
平成22年12月10日一部改正
平成23年10月 1日一部改正
平成24年 4月 1日一部改正

I 介護給付費支給決定基準（障害者）

対象となる障害者（法第4条第1項）

ア 身体障害者福祉法第4条に規定する身体障害者

イ 知的障害者福祉法にいう知的障害者のうち18歳以上である者

ウ 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第5条に規定する精神障害者（発達障害者支援法（平成16年法律第167号第2条第2項に規定する発達障害者を含み、知的障害者福祉法にいう知的障害者を除く。）のうち18歳以上である者

エ 治療方法が確立していない疾病その他の特殊の疾病であって政令で定めるものによる障害の程度が厚生労働大臣が定める程度である者であって18歳以上である者

1. 居宅介護

サービスの内容

居宅において入浴、排せつ及び食事等の介護、調理、洗濯及び掃除等の家事並びに生活等に関する相談及び助言その他の生活全般にわたる援助を行う。

①身体介護

対象者

障害程度区分が区分1以上である者

有効期間（支給決定期間）

1年以内

支給量

原則、以下の基本支給量の範囲内で支給する。ただしケアホーム入居者、グループホーム入居者は原則として身体介護支給の対象外。（一部対象事業所および対象者を除く）

	区分1	区分2	区分3	区分4	区分5	区分6
基本支給量 (時間)	15	23	30	38	45	60

加算要素（原則、以下の加算の範囲内で加算できる。）

上記の基本支給量に、更に加算する必要があると認められる下表AからCの者について、日中活動の状況により、次のとおり基本支給量に加算できる。

		日中活動0～1日/1週間						日中活動2～4日/1週間						日中活動5～7日/1週間					
A. 障害者単身		+基本支給量の1.0倍						+基本支給量の0.7倍						+基本支給量の0.5倍					
		区分1	区分2	区分3	区分4	区分5	区分6	区分1	区分2	区分3	区分4	区分5	区分6	区分1	区分2	区分3	区分4	区分5	区分6
加算後支給量		30	46	60	76	90	120	26	39	51	65	77	102	23	35	45	57	68	90
B. 障害者（申請者）と同居する世帯員全員が次のいずれかに該当する場合 ①障害者または障害児 ②要介護認定を受けている者 ③医療機関に入院中の者 ④長期間にわたり定期的に通院している者 ⑤未成年者		+基本支給量の0.7倍						+基本支給量の0.5倍						+基本支給量の0.3倍					
		区分1	区分2	区分3	区分4	区分5	区分6	区分1	区分2	区分3	区分4	区分5	区分6	区分1	区分2	区分3	区分4	区分5	区分6
加算後支給量		26	39	51	65	77	102	23	35	45	57	68	90	20	30	39	49	59	78
C. 主たる介護者が就労しているため日中独居となる障害者（申請者）、あるいは障害者（申請者）と上記B①から⑤に該当する者だけに日中なる者、または主たる介護者が障害者（申請者）以外に介護を必要とする者を介護している場合		+基本支給量の0.5倍						+基本支給量の0.3倍						※加算後支給量は、小数点以下を四捨五入している。					
		区分1	区分2	区分3	区分4	区分5	区分6	区分1	区分2	区分3	区分4	区分5	区分6						
加算後支給量		23	35	45	57	68	90	20	30	39	49	59	78						

- ※ 生活ホーム入居者、ケアホーム入居者及びグループホーム入居者は、上記加算は適用なし。
- ※ ここでいう日中活動とは、指定障害者支援施設、地域活動支援センターあるいは、介護保険制度による通所介護の利用、一般就労等を想定している。

二人介護について

厚生労働大臣が定める要件（平成18年厚生労働省告示第546号）により二人介護の条件は次のとおりとする。

- | |
|--|
| <ul style="list-style-type: none">一 障害者等の身体的理由により一人の従業者による介護が困難と認められる場合二 暴力行為、著しい迷惑行為、器物破損行為等が認められる場合三 その他障害者等の状況等から判断して、第一号又は前号に準ずると認められる場合 |
|--|

※二人介護が必要と認められる者は、必要な介護部分（入浴介助のみ二人介護など）についてのみ積算し、基準支給量内または基準支給量＋加算要素の時間内で決定する。（基本支給量または基本支給量＋加算要素が2倍になることはない。）

介護保険制度におけるサービスを受けている者について

51ページの「介護保険制度との関係について」を参照

併給について

①重度訪問介護との併給について

原則として、重度訪問介護との併給はできない。ただし、サービス提供を行う事業者が利用者の希望する時間帯にサービスを提供することが困難である場合であって、他の事業者が身体介護等の居宅介護を提供する場合は、この限りではない。

②共同生活介護（ケアホーム）との併給について

原則として、ケアホームに入居する者は、居宅介護及び重度訪問介護を利用することはできない（区分4以上かつ重度訪問介護又は行動援護対象者、区分4以上の入居者および経過居宅介護利用型共同生活介護事業所の利用者を除く）。ただし入居者が一時帰宅する場合等で、自宅での受け入れ態勢が確保されないなど、やむを得ない理由があり、市が特に必要と認める場合は、共同生活介護にかかる報酬が算定されない期間中に限り、居宅介護について支給決定を行うことは可能。（障害程度区分等が利用要件に該当している場合に限る。）

※経過居宅介護利用型指定共同生活介護事業所を利用する場合

事業所単位で利用者全てに対し、ホームヘルプサービスの利用を認める。（平成27年3月31日まで）

◎個人単位でホームヘルプサービスを利用する場合

重度の障害者が利用するケアホームにおいて、食事や入浴、排せつ時に複数の支援員による対応が必要な場合など、一時的に職員の加配が必要となる場合が考えられることから、次の要件のもと、個人単位でホームヘルプの利用を可とする。（平成27年3月31日まで）

対象者・・・区分4以上、かつ、行動障害又は重度訪問介護対象者

支給量・・・ホームヘルプ（身体介護）の基本支給量は4ページのとおりとし、加算要素は対象外とする。

③共同生活援助（グループホーム）との併給について

原則として、グループホームに入居する者は、居宅介護及び重度訪問介護を利用することはできない。ただし入居する者が一時帰宅する場合等で、自宅での受け入れ態勢が確保されないなど、やむを得ない理由があり、市が特に必要と認める場合は、共同生活援助にかかる報酬が全く算定されない期間中に限り、居宅介護又は重度訪問介護について支給決定を行うことは可能。（障害程度区分等が利用要件に該当している場合に限る。）

④施設入所支援との併給について

原則として、日中活動に係る施設障害福祉サービス以外の障害福祉サービス（居宅介護等）は利用することができない。ただし入所する者が一時帰宅する場合等で、自宅での受け入れ態勢が確保されないなど、やむを得ない理由があり、市が特に必要と認める場合は、施設入所にかかる報酬が全く算定されない期間中に限り、居宅介護、重度訪問介護及び行動援護について支給決定を行うことは可能。

②家事援助

対象者

障害程度区分が区分1以上である者

有効期間（支給決定期間）

1年以内

支給量

原則、以下の基本支給量の範囲内で支給する。ただしケアホーム入居者、グループホーム入居者は原則として家事援助支給の対象外

	区分1	区分2	区分3	区分4	区分5	区分6
基本支給量 (時間)	18	18	25	25	33	33

加算要素（原則、以下の加算の範囲内で加算できる。）

上記の基本支給量に、更に加算する必要があると認められる下表AからCの者について、日中活動の状況により、次のとおり基本支給量に加算できる。

	日中活動0～1日/1週間						日中活動2～4日/1週間						日中活動5～7日/1週間					
	+基本支給量の1.0倍						+基本支給量の0.7倍						+基本支給量の0.5倍					
A. 障害者単身	区分1	区分2	区分3	区分4	区分5	区分6	区分1	区分2	区分3	区分4	区分5	区分6	区分1	区分2	区分3	区分4	区分5	区分6
加算後支給量	36	36	50	50	66	66	31	31	43	43	56	56	27	27	38	38	50	50
B. 障害者（申請者）と同居する世帯員全員が次のいずれかに該当する場合	+基本支給量の0.7倍						+基本支給量の0.5倍						+基本支給量の0.3倍					
①障害者または障害児 ②要介護認定を受けている者 ③医療機関に入院中の者 ④長期間にわたり定期的に通院している者 ⑤未成年者	区分1	区分2	区分3	区分4	区分5	区分6	区分1	区分2	区分3	区分4	区分5	区分6	区分1	区分2	区分3	区分4	区分5	区分6
加算後支給量	31	31	43	43	56	56	27	27	38	38	50	50	23	23	33	33	43	43
C. 主たる介護者が就労しているため日中独居となる障害者（申請者）、あるいは障害者（申請者）と上記B①から⑤に該当する者だけに日中なる者、または主たる介護者が障害者（申請者）以外に介護を必要とする者を介護している場合	+基本支給量の0.5倍						+基本支給量の0.3倍						※加算後支給量は、小数点以下を四捨五入している。					
加算後支給量	27	27	38	38	50	50	23	23	33	33	43	43						

※ 生活ホーム入居者、ケアホーム入居者及びグループホーム入居者には、上記加算は適用なし。

※ ここでいう日中活動とは、指定障害者支援施設、地域活動支援センター、デイケアへの通所、あるいは、介護保険制度による通所介護の利用、一般就労等を想定している。

介護保険制度におけるサービスを受けている者について
51ページの「介護保険制度との関係について」を参照

併給について

5～6ページの身体介護における「併給について」と同じ。

③通院等介助（身体介護を伴う場合）、 通院等介助（身体介護を伴わない場合）、 通院等乗降介助

対象者

次のいずれにも該当する者（身体介護を伴う場合）

- ① 区分2以上に該当していること。
- ② 障害程度区分の認定調査項目のうち、それぞれ(ア)から(オ)までに掲げる状態のいずれか一つ以上に認定されていること。
 - (ア) 「歩行」 「3. できない」
 - (イ) 「移乗」 「2. 見守り等」、 「3. 一部介助」又は「4. 全介助」
 - (ウ) 「移動」 「2. 見守り等」、 「3. 一部介助」又は「4. 全介助」
 - (エ) 「排尿」 「2. 見守り等」、 「3. 一部介助」又は「4. 全介助」
 - (オ) 「排便」 「2. 見守り等」、 「3. 一部介助」又は「4. 全介助」

※①または②に該当しない場合は、通院等介助（身体介護を伴わない場合）または通院等乗降介助で決定する。（「通院等乗降介助」と「通院等介助（身体介護を伴う場合）」等の適用関係を参照）

有効期間（支給決定期間）

1年以内

支給量

原則、以下の基本支給量の範囲内で支給する。

通院等介助（身体介護を伴う場合）

	区分2	区分3	区分4	区分5	区分6
基本支給量 (時間)	一回あたりの必要と認められる時間数×一月に必要と認められる通院回数				

通院等介助（身体介護を伴わない場合）

	区分1	区分2	区分3	区分4	区分5	区分6
基本支給量 (時間)	一回あたりの必要と認められる時間数×一月に必要と認められる通院回数					

通院等乗降介助

	区分1	区分2	区分3	区分4	区分5	区分6
基本支給量 (回数)	一月に必要と認められる通院回数					

二人介護について

厚生労働大臣が定める要件（平成18年厚生労働省告示第546号）により二人介護の条件は次のとおりとする。

- | |
|---|
| 一 障害者等の身体的理由により一人の従業者による介護が困難と認められる場合 |
| 二 暴力行為、著しい迷惑行為、器物破損行為等が認められる場合 |
| 三 その他障害者等の状況等から判断して、第一号又は前号に準ずると認められる場合 |

※二人介護が必要と認められる者は、必要な介護部分についてのみ積算し、基準支給量内または基準支給量+加算要素の時間内で決定する。（基本支給量または基本支給量+加算要素が2倍になることはない。）

介護保険制度におけるサービスを受けている者について

51ページの「介護保険制度との関係について」を参照

併給について

5～6ページの身体介護における「併給について」と同じ。

※ケアホームにおける重度障害者の支援について

慢性疾患の利用者がいる場合、定期的に通院を必要とし、世話人等が個別に対応することが困難な場合があることから、次の要件のもと通院介助の利用を認める。

対象者・・・区分1以上、かつ、慢性疾患等の障害者であって、医師の指示により、定期的に通院を必要とする者（個別支援計画に位置付けられていることが必要）

通院介助の対象回数・・・2回/月を限度とする。

「通院等乗降介助」と「通院等介助（身体介護を伴う場合）」等の適用関係

①「通院等乗降介助」を算定する場合【図1参照】

「自らの運転する車両への乗車又は降車の介助」に加えて、「乗車前若しくは降車後の屋内外における移動等の介助」を行うか、又は「通院先での受診等の手続き、移動等の介助」を行う場合に算定対象となるものであり、これらの移動等の介助又は受診等の手続きを行わない場合には算定対象としない。

※ 「自らの運転する車両への乗車又は降車の介助」、「乗車前若しくは降車後の屋内外における移動等の介助」及び「通院先でも受診等の手続き、移動等の介助」とは、それぞれ具体的に介助する行為を要することとする。（例えば、利用者の日常生活動作能力などの向上のために、移動時、転倒しないように側について歩き、介護は必要時だけで、事故がないように常に見守る場合は算定対象となるが、乗降時に車両内から見守るのみでは算定対象とならない。）

②「通院等介助（身体介護を伴う場合）」を算定する場合【図2参照】

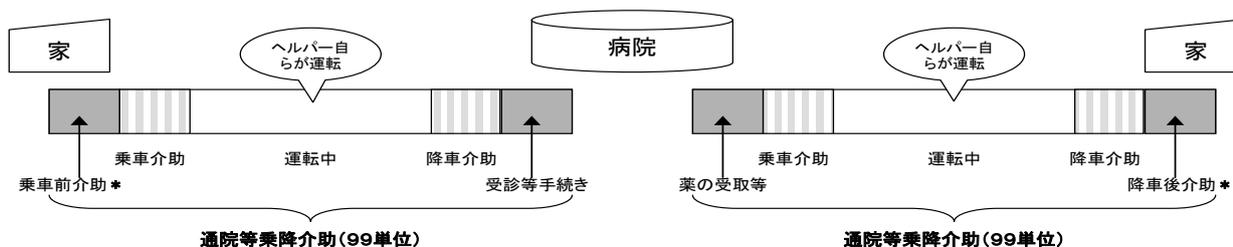
通院等のための乗車・降車の介助を行うことの前後に連続して相当の所要時間（20分～30分程度以上）を要しかつ手間のかかる身体介護を行う場合には、「通院等介助（身体介護を伴う場合）」を算定する。

③「居宅における身体介護」を算定する場合【図3参照】

「通院等介助（身体介護を伴う場合）」の前後において、居宅における外出に直接関連しない身体介護（例：入浴介助、食事介助など）に30分～1時間以上を要しかつ当該身体介護が中心である場合には、通算して「居宅における身体介護」を算定する。

図1

【「通院等乗降介助」を算定する場合】



* 「乗車前介助」及び「降車後介助」とは、乗車・降車の介助を行うことの前後に連続して行われる外出に直接関連する身体介護をいう。

「通院等乗降介助」については、以下のいずれの要件も満たす場合に算定する。

○自らの運転する車両への乗車又は降車の介助を行うこと。

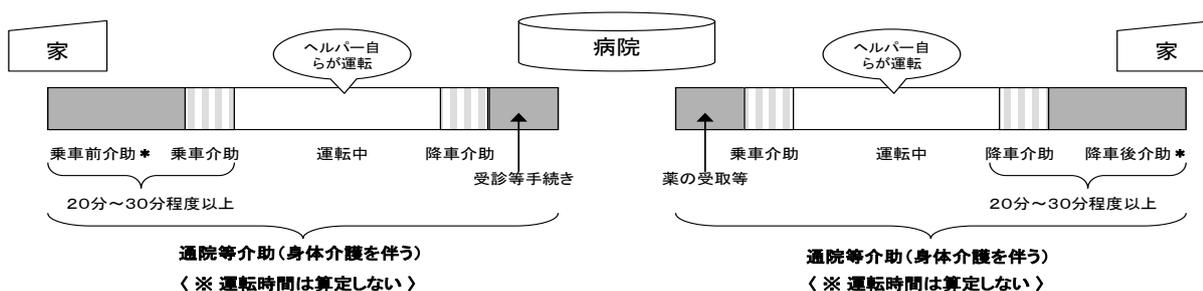
○次のいずれかの介助等を行うこと。

- ・乗車前若しくは降車後の屋内外における移動等の介助
- ・通院先での受診等の手続き、移動等の介助

※ 【「通院等介助(身体介護を伴う)」の対象者、「通院等介助(身体介護を伴わない)」の対象者もいずれも対象とする。

図2

【「通院等介助(身体介護を伴う場合)」を算定する場合】

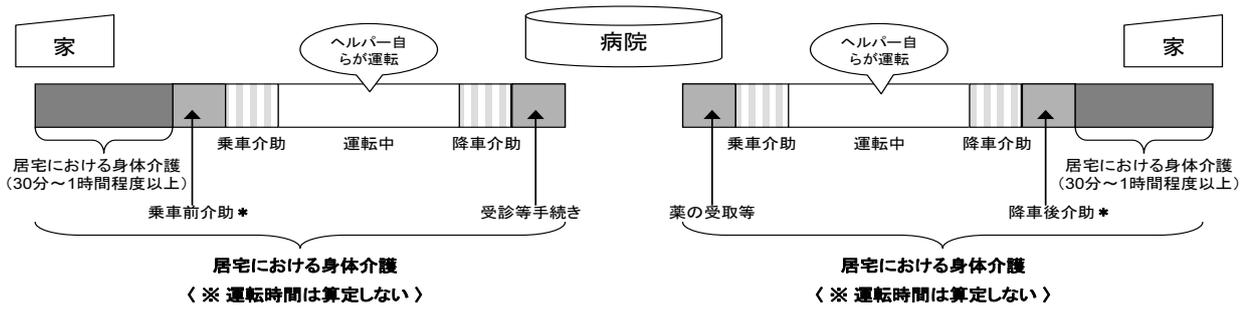


* 「乗車前介助」及び「降車後介助」とは、乗車・降車の介助を行うことの前後に連続して行われる外出に直接関連する身体介護をいう。

通院のため、ヘルパー自らの運転する車両への乗車又は降車の介助を行う場合であって、以下の要件を満たす場合には「通院等介助(身体介護を伴う)」を算定する。

○通院等のための乗車・降車の介助を行うことの前後に連続して相当の所要時間(20分～30分程度以上)を要しかつ手間のかかる身体介護を行う場合

【「居宅における身体介護」を算定する場合】



* 「乗車前介助」及び「降車後介助」とは、乗車・降車の介助を行うことの前後に連続して行われる外出に直接関連する身体介護をいう。

「通院介助(身体介護を伴う)」の前後において、居宅における外出に直接関連しない身体介護(例：入浴介助、食事介助など)に30分～1時間以上を要しかつ当該身体介護が中心である場合には、通算して「居宅における身体介護」を算定する。

※ この取扱いを適用するに当たっては、ヘルパー自らの運転する車両を使用するか否かは問わない。

※ 「通院介助(身体介護を伴わない)」の対象者には適用しない。

2. 重度訪問介護

サービスの内容

重度の肢体不自由者であって常時介護を要する障害者につき、居宅において入浴、排せつ及び食事等の介護、調理、洗濯及び掃除等の家事並びに生活等に関する相談及び助言その他の生活全般にわたる援助並びに外出時における移動中の介護を総合的に行う。

対象者

障害程度区分が区分4以上であって、次のいずれにも該当する者

- ①二肢以上に麻痺等があること
- ②障害程度区分の認定調査項目のうち「歩行」「移乗」「排尿」「排便」のいずれも「できる」以外と認定されていること

なお、重度訪問介護サービス費の加算対象者については、それぞれ次の要件を満たす者とする。

- (1) 100分の7.5 区分6に該当する者
- (2) 100分の15 重度障害者等包括支援対象者

有効期間（支給決定期間）

1年以内

支給量

原則、以下の基本支給量の範囲内で支給する。

	区分4	区分5	区分6
基本支給量 (時間)	261	277	308

二人介護について

厚生労働大臣が定める要件（平成18年厚生労働省告示第546号）により二人介護の条件は次のとおりとする。

- | |
|---|
| 一 障害者等の身体的理由により一人の従業者による介護が困難と認められる場合 |
| 二 暴力行為、著しい迷惑行為、器物破損行為等が認められる場合 |
| 三 その他障害者等の状況等から判断して、第一号又は前号に準ずると認められる場合 |

※二人介護が必要と認められる者は、必要な介護部分（入浴介助のみ二人介護など）についてのみ積算し、基準支給量内または基準支給量+加算要素の時間内で決定する。（基本支給量または基本支給量+加算要素が2倍になることはない。）

介護保険制度におけるサービスを受けている者について

51ページの「介護保険制度との関係について」を参照

併給について

①居宅介護との併給について

原則として、居宅介護との併給はできない。ただし、サービス提供を行う事業者が利用者の希望する時間帯にサービスを提供することが困難である場合であって、他の事業者が身体介護等の居宅介護を提供する場合は、この限りではない。

また重度訪問介護における移動介護と行動援護の利用は可能。

②共同生活介護（ケアホーム）との併給について

原則として、ケアホームに入居する者は、重度訪問介護を利用することはできない（区分4以上かつ重度訪問介護又は行動援護対象者および経過的居宅介護利用型共同生活介護事業所の利用者を除く）。ただし入居する者が一時帰宅する場合等で、自宅での受け入れ態勢が確保されないなど、やむを得ない理由があり、市が特に必要と認める場合は、共同生活介護にかかる報酬が全く算定されない期間中に限り、居宅介護又は重度訪問介護について支給決定を行うことは可能。（障害程度区分等が利用要件に該当している場合に限る。）

③共同生活援助（グループホーム）との併給について

原則として、グループホームに入居する者は、居宅介護及び重度訪問介護を利用することはできない。ただし入居する者が一時帰宅する場合等で、自宅での受け入れ態勢が確保されないなど、やむを得ない理由があり、市が特に必要と認める場合は、共同生活援助にかかる報酬が全く算定されない期間中に限り、居宅介護又は重度訪問介護について支給決定を行うことは可能。（障害程度区分等が利用要件に該当している場合に限る。）

④施設入所支援との併給について

原則として、日中活動に係る施設障害福祉サービス以外の障害福祉サービス（居宅介護等）は利用することができない。ただし入所する者が一時帰宅する場合等で、自宅での受け入れ態勢が確保されないなど、やむを得ない理由があり、市が特に必要と認める場合は、施設入所にかかる報酬が全く算定されない期間中に限り、居宅介護、重度訪問介護及び行動援護について支給決定を行うことは可能。

3. 同行援護

身体介護を伴わない場合

身体介護を伴う場合

サービスの内容

視覚障害により、移動に著しい困難を有する障害者につき、外出時において、当該障害者に同行し、移動に必要な情報を提供するとともに、移動の援護その他の当該障害者が外出する際の必要な援助を行う。

対象者

[身体介護を伴わない場合]

①同行援護アセスメント調査票による、調査項目中「1 視力障害」、「2 視野障害」および「3 夜盲」のいずれかが1点以上であり、かつ、「4 移動障害」の点数が1点以上の者。

* 身体介護を伴わない場合については、障害程度区分の認定を必要としないものとする。

[身体介護を伴う場合]

下記のいずれにも該当する者。

①同行援護アセスメント調査票による、調査項目中「1 視力障害」、「2 視野障害」および「3 夜盲」のいずれかが1点以上であり、かつ、「4 移動障害」の点数が1点以上の者。

②区分2以上に該当していること。

③障害程度区分の認定調査項目のうち、それぞれ(ア)から(オ)までに掲げる状態のいずれか一つ以上に認定されていること。

(ア) 「歩行」 「3. できない」

(イ) 「移乗」 「2. 見守り等」、「3. 一部介助」又は「4. 全介助」

(ウ) 「移動」 「2. 見守り等」、「3. 一部介助」又は「4. 全介助」

(エ) 「排尿」 「2. 見守り等」、「3. 一部介助」又は「4. 全介助」

(オ) 「排便」 「2. 見守り等」、「3. 一部介助」又は「4. 全介助」

有効期間（支給決定期間）

1年以内

支給量

原則、月30時間以内の支給量の範囲内で支給する。

二人介護について

厚生労働大臣が定める要件（平成18年厚生労働省告示第546号）により二人介護の条件は次のとおりとする。

- | |
|---|
| 一 障害者等の身体的理由により一人の従業者による介護が困難と認められる場合 |
| 二 暴力行為、著しい迷惑行為、器物破損行為等が認められる場合 |
| 三 その他障害者等の状況等から判断して、第一号又は前号に準ずると認められる場合 |

※二人介護が必要と認められる者は、必要な介護部分についてのみ積算し、基準支給量内または基準支給量+加算要素の時間内で決定する。(基本支給量または基本支給量+加算要素が2倍になることはない。)

併給について

①重度訪問介護との併給について

重度訪問介護における移動介護と同行援護の利用は可能。

②施設入所支援との併給について

原則として、日中活動に係る施設障害福祉サービス以外の障害福祉サービス(居宅介護等)は利用することができない。ただし入所する者が一時帰宅する場合等で、自宅での受け入れ態勢が確保されないなど、やむを得ない理由があり、市が特に必要と認める場合は、施設入所にかかる報酬が全く算定されない期間中に限り、居宅介護、重度訪問介護、行動援護及び同行援護について支給決定を行うことは可能。

同行援護アセスメント調査票

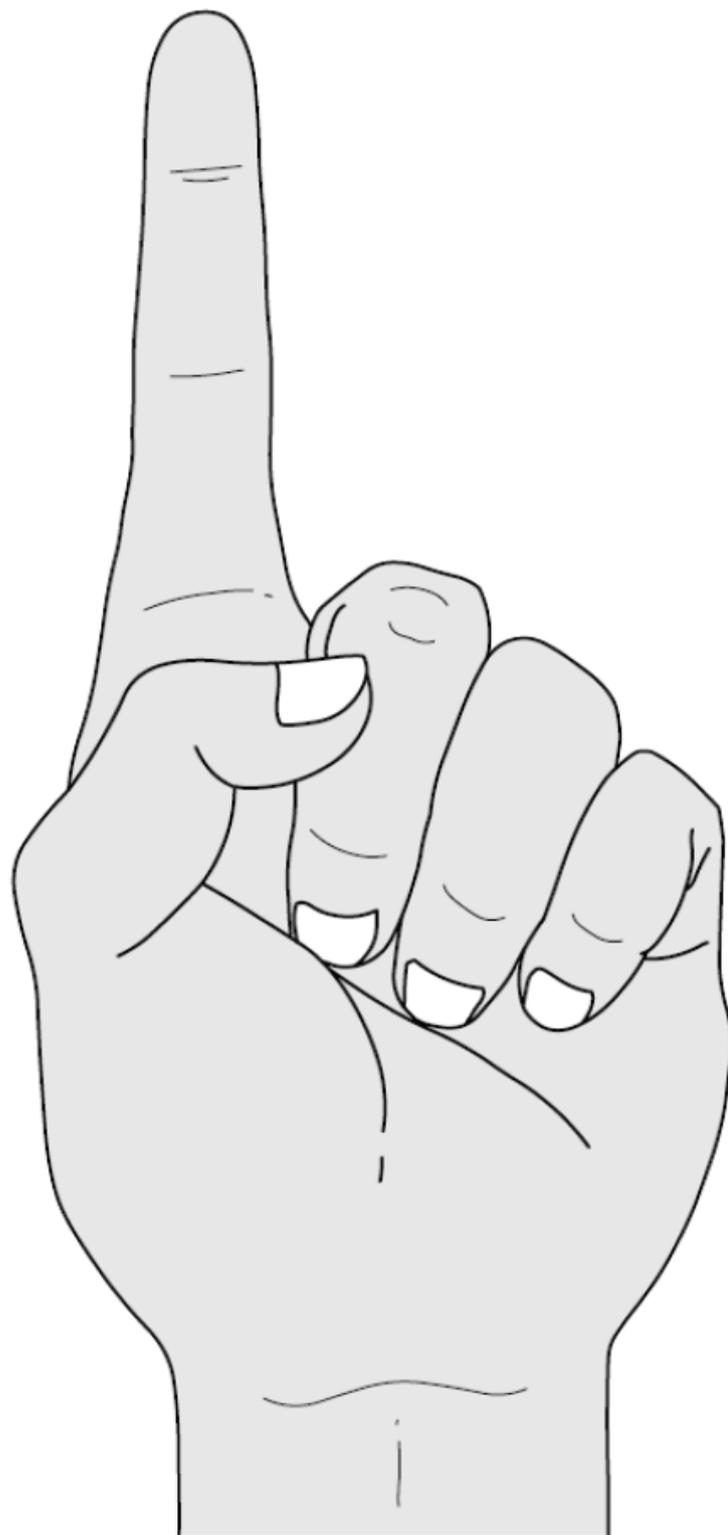
アセスメント項目中、「1～3」のいずれかが「1点以上」であり、かつ、「4」の点数が「1点以上」の者が対象となる。

No.	調査項目		0点	1点	2点	特記事項	備考
1	視力障害	視力	普通 (日常生活に支障がない)	約1m離れた視力確認表の図は見るができるが、目の前に置いた場合は見るができない	ほとんど見えない		矯正視力による測定とする
				目の前に置いた視力確認表の図は見るができるが、遠ざかると見ることができない	見えているのか判断不能		
2	視野障害	視野	視野障害がない	両眼の視野がそれぞれ10度以内でかつ両眼による視野について視能率による損失率が90%以上である	両眼の視野がそれぞれ10度以内でかつ両眼による視野について視能率による損失率が95%以上である	視力障害の1点又は2点の事項に該当せず、視野に障害がある場合に評価する	
			視野障害の1点又は2点の事項に該当しない。				
3	夜盲	網膜色素変性症等による夜盲等	網膜色素変性症等による夜盲等がない	暗い場所や夜間等の移動の際、慣れた場所以外では歩行できない程度の視野、視力等の能力の低下がある	—	視力障害又は視野障害の1点又は2点の事項に該当せず、夜盲等の症状により移動に著しく困難を来したものである場合に評価する。必要に応じて医師意見書を添付する。	人的支援なしに視覚情報により単独歩行が可能な場合に「歩行できる」と判断する
			夜盲の1点の事項に該当しない				
4	移動障害	盲人安全つえ(又は盲導犬)の使用による単独歩行	慣れていない場所であっても歩行ができる	慣れた場所での歩行のみできる	慣れた場所であっても歩行ができない	夜盲による移動障害の場合は、夜間や照明が不十分な場所等を想定したものとする	人的支援なしに視覚情報により単独歩行が可能な場合に「歩行できる」と判断する

注1 「夜盲等」の「等」については網膜色素変性症、錐体ジストロフィー、白子症等による「過度羞明」等をいう。

注2 「歩行」については、車いす等による移動手段を含む。

(視力確認表：A4)



4. 行動援護

サービスの内容

知的障害又は精神障害により行動上著しい困難を有する障害者等であって常時介護を要する者につき、当該障害者等が行動する際に生じ得る危険を回避するために必要な援護、外出時における移動中の介護、排せつ及び食事等の介護その他の当該障害者等が行動する際の必要な援助を行う。

対象者

障害程度区分が区分3以上であって、障害程度区分の認定調査項目のうち行動関連項目（12項目）等の合計点数が8点以上である者（22ページ参照）

有効期間（支給決定期間）

1年以内

支給量

原則、以下の基本支給量の範囲内で支給する。

	区分3	区分4	区分5	区分6
基本支給量 (時間)	20	25	35	45

加算要素（原則、以下の加算の範囲内で加算できる。）

上記の基本支給量に、更に加算する必要があると認められる下表B及びCの者について、日中活動の状況により、次のとおり基本支給量に加算できる。

	日中活動 0～1日/1週間				日中活動 2～4日/1週間				日中活動 5～7日/1週間			
	+基本支給量の 0.7倍				+基本支給量の 0.5倍				+基本支給量の 0.3倍			
B. 障害者（申請者）と同居する世帯員全員が次のいずれかに該当する場合 ①障害者または障害児 ②要介護認定を受けている者 ③医療機関に入院中の者 ④長期間にわたり定期的に ⑤未成年者が 加算後 支給量	区	区	区	区	区	区	区	区	区	区	区	区
	分	分	分	分	分	分	分	分	分	分	分	分
	3	4	5	6	3	4	5	6	3	4	5	6
	34	43	60	77	30	38	53	68	26	33	46	59
	加算後 支給量											
C. 主たる介護者が就労しているため日中独居となる障害者（申請者）、あるいは障害者（申請者）と上記B①から⑤に該当する者だけに日中なる者、または主たる介護者が障害者（申請者）以外に介護を必要とする者を介護している場合 加算後 支給量	+基本支給量の 0.5倍				+基本支給量の 0.3倍							
	区	区	区	区	区	区	区	区				
	分	分	分	分	分	分	分	分				
	3	4	5	6	3	4	5	6				
	30	38	53	68	26	33	46	59				

※加算後支給量は、小数点以下を四捨五入している。

- ※1 生活ホーム入居者、ケアホーム入居者及びグループホーム入居者は、上記加算は適用なし。
- ※2 ここでいう日中活動とは、指定障害者支援施設、地域活動支援センターあるいは、介護保険制度による通所介護の利用、一般就労等を想定している。

二人介護について

厚生労働大臣が定める要件（平成18年厚生労働省告示第546号）により二人介護の条件は次のとおりとする。

- 一 障害者等の身体的理由により一人の従業者による介護が困難と認められる場合
- 二 暴力行為、著しい迷惑行為、器物破損行為等が認められる場合
- 三 その他障害者等の状況等から判断して、第一号又は前号に準ずると認められる場合

※二人介護が必要と認められる者は、必要な介護部分についてのみ積算し、基準支給量内または基準支給量+加算要素の時間内で決定する。（基本支給量または基本支給量+加算要素が2倍になることはない。）

併給について

①重度訪問介護との併給について

重度訪問介護における移動介護と行動援護の利用は可能。

②施設入所支援との併給について

原則として、日中活動に係る施設障害福祉サービス以外の障害福祉サービス（居宅介護等）は利用することができない。ただし入所する者が一時帰宅する場合等で、自宅での受け入れ態勢が確保されないなど、やむを得ない理由があり、市が特に必要と認める場合は、施設入所にかかる報酬が全く算定されない期間中に限り、居宅介護、重度訪問介護及び行動援護について支給決定を行うことは可能。

③移動支援事業との併給について

原則として、行動援護との併給はできない。

* 移動支援事業より行動援護が優先するサービスであるが、行動援護の事業所が少ないなどやむを得ない理由がある場合には、行動援護ではなく移動支援事業を利用することは可能。

※行動援護の調査等項目

	項目（106項目の行動関連項目）	判断基準（換算点数）
①	本人独自の表現方法を用いた意思表示。 （6-3-イ）	1 意思表示できる。（0） 2 時々独自の方法でないと意思表示できない。（1） 3 常に独自の方法でないと意思表示できない。（2） 4 できない。（2）
②	言葉以外のコミュニケーション手段を用いた説明の理解 （6-4-イ）	1 日常生活においては、言葉以外の方法（ジェスチャー、絵カード等）を用いなくても説明を理解できる。（0） 2 時々、言葉以外の方法（ジェスチャー、絵カード等）を用いないと説明を理解できないところがある。（1） 3 常に、言葉以外の方法（ジェスチャー、絵カード等）を用いないと説明を理解できない。（2） 4 言葉以外の方法を用いても説明を理解できない。（2）
③	食べられないものを口に入れること （7-ツ）	1 ない（0） 2 ときどきある（0） 3 A 週1回以上（1） 3 B ほぼ毎日（2）
④	多動または行動の停止 （7-ナ）	1 ない（0） 2 まれにある（0） 3 月に1回以上（0） 4 週に1回以上（1） 5 ほぼ毎日（2）
⑤	パニックや不安定な行動 （7-ニ）	1 ない（0） 2 まれにある（0） 3 月に1回以上（0） 4 週に1回以上（1） 5 ほぼ毎日（2）
⑥	自分の体を叩いたり傷つけたりするなどの行為 （7-ヌ）	1 ない（0） 2 まれにある（0） 3 月に1回以上（0） 4 週に1回以上（1） 5 ほぼ毎日（2）
⑦	叩いたり蹴ったり器物を壊したりなどの行為 （7-ネ）	1 ない（0） 2 まれにある（0） 3 月に1回以上（0） 4 週に1回以上（1） 5 ほぼ毎日（2）
⑧	他人に突然抱きついたり、断りもなく物を持ってくる （7-ノ）	1 ない（0） 2 まれにある（0） 3 月に1回以上（0） 4 週に1回以上（1） 5 ほぼ毎日（2）
⑨	環境の変化により、突発的に通常と違う声を出す （7-ハ）	1 ない（0） 2 まれにある（0） 3 週に1回以上（0） 4 日に1回以上（1） 5 日に頻回（2）
⑩	突然走っていなくなるような突発的行動 （7-ヒ）	1 ない（0） 2 まれにある（0） 3 週に1回以上（0） 4 日に1回以上（1） 5 日に頻回（2）
⑪	過食、反すう等の食事に関する行動 （7-フ）	1 ない（0） 2 まれにある（0） 3 週に1回以上（0） 4 日に1回以上（1） 5 ほぼ毎日（2）
⑫	てんかん発作 （医師意見書）	1 年1回以上（換算せず） 2 月1回以上（1） 3 週1回以上（2）

5. 療養介護

サービスの内容

病院において機能訓練、療養上の管理、看護、医学的管理の下における介護、日常生活上の世話その他必要な医療を要する障害者であって常時介護を要する者につき、主として昼間において、病院において行われる機能訓練、療養上の管理、看護、医学的管理の下における介護及び日常生活上の世話を行う。また、療養介護のうち医療に係るものを療養介護医療として提供する。

対象者

病院等への長期の入院による医療的ケアに加え、常時の介護を必要とする障害者として次に掲げる者

- ①気管切開に伴う人工呼吸器の管理を行っている者であって、障害程度区分が区分6の者
- ②進行性筋委縮症患者又は重症心身障害者であって、障害程度区分が区分5以上の者
- ③旧重症心身障害児施設に入所したもの及び指定医療機関に入院したもので①及び②に該当しない者

有効期間（支給決定期間）

3年以内

支給量

原則、以下の基本支給量の範囲内で支給する。

	区分5	区分6
基本支給量 (日数)	当該月の日数（原則 31日/月）	

対象者区分について

①、② ⇒ 基本（旧重症心身障害児施設からの移行であっても基本決定）

③ ⇒ 児童移行者対象者決定

* 今後、新たに入院する場合は、“基本”を設定する。

重症心身障害者の認定について

重度の知的障害及び重度の肢体不自由が重複している者。具体的には、療育手帳・又はA以上かつ身体障害者手帳の肢体不自由で2級以上を所持している者とする。

（医療型短期入所の療養介護対象者及び施設入所支援の重度障害者支援加算の重症心身障害者も同様の認定とする。）

6. 生活介護

サービスの内容

障害者支援施設等において、入浴、排せつ及び食事等の介護、創作的活動及び生産活動の機会の提供その他の支援を要する障害者であって、常時介護を要するものにつき、主として昼間において、障害者支援施設等において行われる入浴、排せつ及び食事の介護、調理、洗濯及び掃除等の家事、生活等に関する相談及び助言その他の必要な日常生活上の支援並びに創作的活動及び生産活動の機会の提供その他の身体機能又は生活能力の向上のための必要な支援を行う。

対象者

地域や入所施設において、安定した生活を営むため、常時介護等の支援が必要な者として次に掲げる者

- ①障害程度区分が区分3（指定施設入所支援等を受ける者は区分4）以上である者
- ②年齢が50歳以上の場合は、障害程度区分が区分2（指定施設入所支援等を受ける者は区分3）以上である者
- ③障害者支援施設に入所する者であって障害程度区分4（50歳以上の場合は障害程度区分3）より低い者のうち、指定特定相談事業者によるサービス等利用計画の作成の手続きを経た上で、市町村が利用の組み合わせの必要性を認めた者

※ ③の者のうち以下の者（以下、「新規の入所希望者以外の者」という）については、原則、平成24年4月以降の支給決定の更新時にサービス等利用計画の作成を求めた上で、引き続き、生活介護の利用を認めて差し支えない。

- ・ 法の施行時の身体・知的の旧法施設（通所施設を含む）の利用者（特定旧法受給者）
- ・ 法施行時に旧法施設に入所し、継続して入所している者
- ・ 平成24年4月の児童福祉法改正の施行の際に障害児施設（指定医療機関を含む）に入所している者

有効期間（支給決定期間）

3年以内

支給量

原則、以下の基本支給量の範囲内で支給する。

基本支給量（日数）

当該月の日数から8日を控除した日数（原則23日／月）

※心身の状態が不安定である、介護者が不在で特に支援が必要であるなど、利用者の状態等を考慮し、市町村が判断した場合は、原則の日数を超えて決定することができる。

7. 短期入所

サービスの内容

居宅においてその介護を行う者の疾病その他の理由により、障害者支援施設等への短期間の入所を必要とする障害者等につき、当該施設に短期間の入所をさせ、入浴、排せつ及び食事の介護その他の必要な支援を行う。

対象者

障害程度区分が区分1以上である障害者

有効期間（支給決定期間）

1年以内

支給量

原則、以下の基本支給量の範囲内で支給する。

	区分1	区分2	区分3	区分4	区分5	区分6
基本支給量 (日数)	7日/月					

なお、介護者等の急な疾病、入院、その他やむを得ない事情がある場合は、月7日を超える支給も可能とする。

介護保険制度におけるサービスを受けている者について

51ページの「介護保険制度との関係について」を参照

併給について

原則として、障害者支援施設等に入所する者、グループホーム・ケアホームに入居する者は、短期入所を利用することはできない。ただし入所（入居）する者が一時帰宅中において、介護者の一時的な事情により必要な介護を受けることが困難で、かつ帰宅先と入所施設又はケアホーム・グループホームとが遠隔地であるため直ちに入所施設又はケアホーム・グループホームに戻ることも困難である場合等、市が特に必要と認める場合は、施設入所支援等の報酬が算定されない期間においては、支給決定を行うことは可能。

加算について

・療養介護対象者（①、②いずれかに該当）

①区分6⇒気管切開を伴う人工呼吸器による呼吸管理を行っている者

②区分5以上⇒進行性筋萎縮症に罹患している者

重症心身障害者（身体障害者手帳1、2級かつ療育手帳④、A所持者）

- ・遷延性意識障害者または障害児（①、②いずれかに該当）

①厚生労働大臣が定める基準（平成18年厚生労働省告示第236号）に規定する基準に適合する（下記の項目に5つ以上該当する）と認められた遷延性意識障害者又はこれに準ずる者

調査項目	
1.	自力での移動が不可能であること
2.	意味のある発語を欠くこと
3.	意思疎通を欠くこと
4.	視覚による認識を欠くこと
5.	原始的な咀嚼、嚥下等が可能であっても、自力での食事摂取が不可能であること
6.	排せつ失禁状態であること

②医師により筋萎縮性側索硬化症等の運動ニューロン疾患の分類に属すると診断された者

- ・重度障害者支援加算

重度障害者包括支援対象者（27ページ参照）

- ・特別重度支援加算（I）

運動機能が座位までであって、以下の表に定める状態が原則6か月以上継続しており、かつスコア表の合計点数が10点以上のもの。

調査項目		点数
1.	レスピレーター管理(カフマシン、NIPPV、CPAP等を含む) ※毎日6時間以上	10
2.	気管内挿管・気管切開	8
3.	鼻咽頭エアウェイ	5
4.	O ₂ 吸入又はspO ₂ 90パーセント以下の状態が10パーセント以上	5
5.	喀痰吸引 ※1回/時間以上又は6回/日以上	8
6.	ネブライザーの使用 ※6回/日以上又は継続使用	3
7.	IVH(中心静脈栄養法) ※栄養摂取の目的	10
8.	経口摂取(全介助)	3
9.	経管栄養(全介助) ※経鼻・胃ろうを含む	5
10.	腸ろう・腸管栄養	8
11.	持続注入ポンプ使用 ※腸ろう・腸管栄養時	3
12.	手術・服薬でも改善しない過緊張で、発汗による更衣と姿勢矯正を要する ※3回/日以上	3
13.	継続する透析 ※腹膜灌流を含む	10
14.	定期導尿 ※3回/日以上	5
15.	人工肛門 ※人口膀胱を含む	5
16.	体位変換 ※6回/日以上	3

・特別重度支援者加算（Ⅱ）

以下のいずれかについて、当該状態が一定の期間や頻度で継続しているもの。ただし、特別重度支援加算（Ⅰ）に該当する場合は算定しない。

調査項目
常時頻回の喀痰吸引を実施している状態(上記スコア表の項目「5」に該当する状態、あるいは、当該月において1日あたり8回(夜間を含め約3時間に1回程度)以上実施している日が20日を超える状態をいう)
呼吸障害等により人工呼吸器を使用している状態(当該月において、1週間以上人工呼吸又は間歇的陽圧呼吸を行っている状態)
中心静脈注射を実施している状態(中心静脈注射により薬物の投与をされている状態、又は中心静脈注射以外に栄養摂取が困難な状態をいう)
人工腎臓を実施しており、かつ重篤な合併症を有する状態(週2回以上の人工透析を実施しており、かつ以下のいずれかの合併症を有する状態をいう) ①透析中に頻回の検査、処置を要するインスリン注射を行っている糖尿病 ②常時低血圧(収縮期血圧が90mmHg以下) ③透析アミロイド症で手根管症候群や運動機能障害を呈するもの ④出血性消化器病変を有するもの ⑤骨折を伴う2次性副甲状腺機能亢進症のもの ⑥うっ血性心不全(NYHAⅢ度以上)のもの
重篤な心機能障害、呼吸障害等により、常時モニター測定を実施している状態(常時、心電図、血圧、動脈血酸素飽和度のいずれかを含むモニタリングを行っており、かつ以下のいずれかの状態にあるもの) ①持続性心室性頻拍や心室細動等の重症不整脈発作を繰り返す状態 ②収縮期血圧90mmHg以下が持続する状態 ③酸素吸入を行っても動脈血酸素飽和度が90%以下の状態
膀胱又は直腸機能障害にて身障手帳4級以上に該当し、かつストーマ処置を実施している状態
経鼻胃管や胃ろう等の経管栄養が行われている状態(上記スコア表の項目「9」に該当する状態をいう)
褥瘡に対する治療を実施している状態(皮膚層を喪失し、潰瘍が皮下組織まで及ぶ程度以上の褥瘡を有する状態)
気管切開が行われている状態(上記スコア表の項目「2」に該当する状態をいう)

8. 重度障害者等包括支援

サービスの内容

常時介護を要する障害者等であって、意思疎通を図ることに著しい支障がある者のうち、四肢の麻痺及び寝たきりの状態にある者並びに知的障害又は精神障害により行動上著しい困難を有する者につき、居宅介護、重度訪問介護、行動援護、生活介護、短期入所、共同生活介護、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援を包括的に提供する。

対象者

障害程度区分が区分6に該当する者のうち、意思疎通に著しい困難を有する者であって、以下のいずれかに該当する者

- ・ 重度訪問介護の対象であって、四肢すべてに麻痺等があり、寝たきりの状態にある障害者で①または②に該当する者
 - ①人工呼吸器による呼吸管理を行っている障害者
 - ②最重度知的障害者
- ・ 障害程度区分の認定調査項目のうち行動関連項目の合計点が8点以上

類 型	判 定 基 準
I 類型 状態像 ・ 筋ジストロフィー ・ 筋萎縮症側索硬化症 ・ 脊椎損傷 ・ 遷延性意識障害	① 区分6の「重度訪問介護」対象者
	② 認定調査項目「1-1 麻痺等」の4項目においていずれも「ある」と認定
	③ 認定調査項目「2-7 寝返り」において「できない」と認定
	④ 認定調査項目「8 医療」において「気管切開の処置あり」かつ「レスピーター装着あり」と認定
	⑤ 認定調査項目「6-3-ア 意思の伝達」において「ときどき伝達できる」又は「ほとんど伝達できない」又は「できない」と認定
II 類型 状態像 ・ 重症心身障害者	① 概況調査において知的障害の程度が「最重度」と確認
	② 区分6の「重度訪問介護」対象者
	③ 認定調査項目「1-1 麻痺等」の4項目においていずれも「ある」と認定
	④ 認定調査項目「2-7 寝返り」において「できない」と認定
	⑤ 認定調査項目「6-3-ア 意思の伝達」において「ときどき伝達できる」又は「ほとんど伝達できない」又は「できない」と認定
III 類型 状態像 ・ 強度行動障害	① 区分6
	② 認定調査項目「6-3-ア 意思の伝達」において「ときどき伝達できる」又は「ほとんど伝達できない」又は「できない」と認定

有効期間（支給決定期間）

1年以内

支給量

原則、以下の基本支給量の範囲内で支給する。

	区分6
基本支給量 (単位)	88,301

介護保険制度におけるサービスを受けている者について

51ページの「介護保険制度との関係について」を参照

併給について

重度障害者等包括支援は、障害福祉サービスを包括的に提供するものであるため、他の障害福祉サービスとの併給はできない。

9. 共同生活介護（ケアホーム）

サービスの内容

共同生活を営むべき住居に入居している障害者につき、主として夜間において、共同生活を営むべき住居において入浴、排せつ又は食事等の介護、調理、洗濯又は掃除等の家事、生活等に関する相談又は助言、就労先その他関係機関との連絡その他の必要な日常生活上の支援を行う。

対象者

障害程度区分が区分2以上に該当する身体障害者（65歳未満の者又は65歳に達する日の前日までに障害福祉サービス若しくはこれに準ずるものを利用したことがある者に限る）、知的障害者及び精神障害者

有効期間（支給決定期間）

3年以内（ただし、地域移行型ホームは2年以内）

支給量

原則、以下の基本支給量の範囲内で支給する。

	区分2	区分3	区分4	区分5	区分6
基本支給量 (日数)	当該月の日数/月（原則31日/月）				

併給について

原則として、ケアホームに入居する者は、居宅介護及び重度訪問介護を利用することはできない（区分4以上かつ重度訪問介護又は行動援護対象者、区分4以上の入居者および経過的居宅介護利用型共同生活介護事業所の利用者を除く）。ただし入居する者が一時帰宅する場合等で、自宅での受け入れ態勢が確保されないなど、やむを得ない理由があり、市が特に必要と認める場合は、共同生活介護にかかる報酬が全く算定されない期間中に限り、居宅介護又は重度訪問介護について支給決定を行うことは可能。（障害程度区分等が利用要件に該当している場合に限る。）

※体験入居について

入所施設、宿泊型自立訓練に入所中または病院に入院中の者で、一時的に体験的な指定共同生活介護（経過的居宅介護利用型共同生活介護事業所については対象外）の利用が必要と認められる者に対し、指定共同生活介護を1回当たり連続30日以内かつ年50日以内に限り利用を認める。

※ケアホームにおける重度障害者の居宅介護の利用について

①身体介護または重度訪問介護

重度の障害者が利用するケアホームにおいて、食事や入浴、排せつ時に複数の支援員による対応が必要な場合など、一時的に職員の加配が必要となる場合が考えられることから、次の要件のもと、個人単位で身体介護の利用を可とする。(経過措置：平成27年3月31日まで)

	区分4以上かつ 重度訪問介護または 行動援護対象者	区分4以上の者	経過的居宅介護利用型 共同生活介護事業所の 利用者
居宅介護	○	○(身体介護のみ)	○
重度訪問介護	○	×	○

なお、(身体介護)の基本支給量は4ページのとおりとし、加算要素は対象外とする。

②通院介助

慢性疾患の利用者がいる場合、定期的に通院を必要とし、世話人等が個別に対応することが困難な場合があることから、次の要件のもと通院介助の利用を認める。

対象者

区分1以上、かつ、慢性疾患等の障害者であって、医師の指示により、定期的に通院を必要とする者(個別支援計画に位置付けられていることが必要)

通院介助の対象回数

2回/月を限度とする。

加算について

・重度障害者支援加算

重度障害者等包括支援対象者(27ページ参照)

・特定障害者特別給付費対象者(低所得者のみ)

1万円未満⇒実費、1万円以上⇒1万円

・地域生活移行個別支援特別加算

心身喪失等の状態で重大な他害行為を行った者の医療及び観察等に関する法律対象者や刑務所出所者等に設定ができる。

10. 施設入所支援

サービスの内容

その施設に入所する障害者につき、主として夜間において、入浴、排せつ及び食事等の介護、生活等に関する相談及び助言その他の必要な日常生活上の支援を行う。

対象者

次のいずれかに該当する者

- ① 生活介護を受けている者であって障害程度区分が区分4（50歳以上の者にあつては区分3）以上である者
 - ② 自立訓練又は就労移行支援（以下「訓練等」という。）を受けている者であつて、入所させながら訓練等を実施することが必要かつ効果的であると認められるもの又は地域における障害福祉サービスの提供体制の状況その他やむを得ない事情により、通所によって訓練等を受けることが困難なもの
 - ③ 生活介護を受けている者であつて障害程度区分4（50歳以上の場合は障害程度区分3）より低い者のうち、指定特定相談事業者によるサービス等利用計画の作成の経路上で、市町村が利用の組み合わせの必要性を認めた者
 - ④ 就労継続B型を受けている者のうち、指定特定相談事業者によるサービス等利用計画の作成の経路上で、市町村が利用の組み合わせの必要性を認めた者
- ※ ③又は④の者のうち以下の者（以下、「新規の入所希望者以外の者」という）については、原則、平成24年4月以降の支給決定の更新時にサービス等利用計画の作成を求めた上で、引き続き、施設入所支援の利用を認めて差し支えない。
- ・ 法の施行時の身体・知的の旧法施設（通所施設を含む）の利用者（特定旧法受給者）
 - ・ 法施行時に旧法施設に入所し、継続して入所している者
 - ・ 平成24年4月の児童福祉法改正の施行の際に障害児施設（指定医療機関を含む）に入所している者

有効期間（支給決定期間）

3年以内

支給量

原則、以下の基本支給量の範囲内で支給する。

基本支給量（日数）

当該月の日数／月（原則31日／月）

重度障害者支援加算における重症心身障害者の認定について

重症心身障害者は、重度の知的障害及び重度の肢体不自由が重複している者。具体的には、療育手帳・又はAかつ身体障害者手帳の肢体不自由で2級以上を所持している者とする。

併給について

原則として、日中活動に係る施設障害福祉サービス以外の障害福祉サービス（居宅介護等）は利用することができない。ただし入所する者が一時帰宅する場合等で、自宅での受け入れ態勢が確保されないなど、やむを得ない理由があり、市が特に必要と認める場合は、施設入所にかかる報酬が全く算定されない期間中に限り、居宅介護、重度訪問介護及び行動援護について支給決定を行うことは可能。

加算について

- ・ 重度支援（身体・基本）

医師意見書により特別な医療が必要とされる身体障害者

- ・ 重度支援（身体・重度）

区分6かつ気管切開を伴う人工呼吸器による呼吸管理が必要な者又は重症心身障害者

- ・ 重度支援（知的）

行動関連項目（認定調査票における調査項目中6-3-イ、6-4-イ、7のツ及び7のナから7のフまでの行動に関する調査項目並びに医師意見書のてんかん発作の頻度）で算出した合計が8点以上

- ・ 地域生活移行個別支援特別加算

心身喪失等の状態で重大な他害行為を行った者の医療及び観察等に関する法律対象者や刑務所出所者等に設定ができる。

- ・ 訓練等給付対象者

自立訓練、就労移行支援又は就労継続支援の決定を受けている場合に設定する。

Ⅱ 介護給付費支給決定基準（障害児）

対象となる障害児（法第4条第2項）

児童福祉法第4条第2項に規定する障害児

1. 居宅介護

サービスの内容

居宅において入浴、排せつ及び食事等の介護、調理、洗濯及び掃除等の家事並びに生活等に関する相談及び助言その他の生活全般にわたる援助を行う。

①身体介護

対象者

障害程度区分が区分1以上である者

有効期間（支給決定期間）

1年以内

支給量

原則、以下の基本支給量の範囲内で支給する。

	障害児の調査項目（5領域10項目）の合計点数が、1～6点	障害児の調査項目（5領域10項目）の合計点数が、7～13点	障害児の調査項目（5領域10項目）の合計点数が、14～20点
基本支給量（時間）	15	30	40

※障害児の調査項目（5領域10項目）

	項目	区分	判断基準
①	食事	・全介助（2点） ・一部介助（1点）	全面的に介助を要する。 おかずを刻んでもらうなど一部介助を要する。
②	排せつ	・全介助（2点） ・一部介助（1点）	全面的に介助を要する。 便器に座らせてもらうなど一部介助を要する。
③	入浴	・全介助（2点） ・一部介助（1点）	全面的に介助を要する。 身体を洗ってもらうなど一部介助を要する。
④	移動	・全介助（2点） ・一部介助（1点）	全面的に介助を要する。 手を貸してもらうなど一部介助を要する。
⑤	行動障害および精神症状	・ある（2点） ・ときどきある（1点）	ほぼ毎日ある。 週1・2回程度以上ある。 (1)強いこだわり、多動、パニック等の不安定な行動。 (2)睡眠障害や食事・排せつに係る不適応行動。 (3)自分を叩いたり傷つけたり他人を叩いたり蹴ったり、器物を壊したりする行為。 (4)気分が憂鬱で悲観的になったり、時には思考力が低下する。 (5)再三の手洗いや繰り返し確認のため日常動作に時間がかかる。 (6)他者と交流することの不安や緊張のため外出できない。また自室に閉じこもって何もしないている。

二人介護について

厚生労働大臣が定める要件（平成18年厚生労働省告示第546号）により二人介護の条件は次のとおりとする。

- | |
|--|
| <ul style="list-style-type: none">一 障害者等の身体的理由により一人の従業者による介護が困難と認められる場合二 暴力行為、著しい迷惑行為、器物破損行為等が認められる場合三 その他障害者等の状況等から判断して、第一号又は前号に準ずると認められる場合 |
|--|

※二人介護が必要と認められる者は、必要な介護部分（入浴介助のみ二人介護など）についてのみ積算し、基準支給量内または基準支給量＋加算要素の時間内で決定する。（基本支給量または基本支給量＋加算要素が2倍になることはない。）

②家事援助

対象者

障害程度区分が区分1以上である者

有効期間（支給決定期間）

1年以内

支給量

原則、以下の基本支給量の範囲内で支給する。

	障害児の調査項目（5領域10項目）の合計点数が、1～6点	障害児の調査項目（5領域10項目）の合計点数が、7～13点	障害児の調査項目（5領域10項目）の合計点数が、14～20点
基本支給量（時間）	15	23	30

※障害児の調査項目（5領域10項目）

	項目	区分	判断基準
①	食事	・全介助（2点） ・一部介助（1点）	全面的に介助を要する。 おかずを刻んでもらうなど一部介助を要する。
②	排せつ	・全介助（2点） ・一部介助（1点）	全面的に介助を要する。 便器に座らせてもらうなど一部介助を要する。
③	入浴	・全介助（2点） ・一部介助（1点）	全面的に介助を要する。 身体を洗ってもらうなど一部介助を要する。
④	移動	・全介助（2点） ・一部介助（1点）	全面的に介助を要する。 手を貸してもらうなど一部介助を要する。
⑤	行動障害および精神症状	・ある（2点） ・ときどきある（1点）	ほぼ毎日ある。 週1・2回程度以上ある。 (1)強いこだわり、多動、パニック等の不安定な行動。 (2)睡眠障害や食事・排せつに係る不適応行動。 (3)自分を叩いたり傷つけたり他人を叩いたり蹴ったり、器物を壊したりする行為。 (4)気分が憂鬱で悲観的になったり、時には思考力が低下する。 (5)再三の手洗いや繰り返し確認のため日常動作に時間がかかる。 (6)他者と交流することの不安や緊張のため外出できない。また自室に閉じこもって何もしていない。

③通院等介助（身体介護を伴う場合）、 通院等介助（身体介護を伴わない場合）、 通院等乗降介助

対象者

障害児の調査項目（5領域10項目）のうち、それぞれ(ア)から(ウ)までに掲げる状態のいずれか一つ以上に認定されていること。

(ア) 「排せつ」・・・「一部介助」又は「全介助」

(イ) 「移動」・・・「一部介助」又は「全介助」

(ウ) 「行動障害および精神症状」・・・「ある」又は「ときどきある」

※該当しない場合は、通院等介助（身体介護を伴わない場合）または通院等乗降介助で決定する。
「通院等乗降介助」と「通院等介助（身体介護を伴う場合）」等の適用関係は障害者の場合と同様

有効期間（支給決定期間）

1年以内

支給量

原則、以下の基本支給量の範囲内で支給する。

通院等介助（身体介護を伴う場合）

基本支給量 (時間)	一回あたりの必要と認められる時間数×一月 に必要と認められる通院回数
---------------	---------------------------------------

通院等介助（身体介護を伴わない場合）

基本支給量 (時間)	一回あたりの必要と認められる時間数×一月 に必要と認められる通院回数
---------------	---------------------------------------

通院等乗降介助

基本支給量 (回数)	一月に必要と認められる通院回数
---------------	-----------------

※障害児の調査項目（5領域10項目）

	項目	区分	判断基準
②	排せつ	・全介助（2点） ・一部介助（1点）	全面的に介助を要する。 便器に座らせてもらうなど一部介助を要する。
④	移動	・全介助（2点） ・一部介助（1点）	全面的に介助を要する。 手を貸してもらうなど一部介助を要する。
⑤	行動障害および精神症状	・ある（2点） ・ときどきある（1点）	ほぼ毎日ある。 週1・2回程度以上ある。 (1)強いこだわり、多動、パニック等の不安定な行動。 (2)睡眠障害や食事・排せつに係る不適応行動。 (3)自分を叩いたり傷つけたり他人を叩いたり蹴ったり、器物を壊したりする行為。 (4)気分が憂鬱で悲観的になったり、時には思考力が低下する。 (5)再三の手洗いや繰り返し確認のため日常動作に時間がかかる。 (6)他者と交流することの不安や緊張のため外出できない。また自室に閉じこもって何もしていない。

二人介護について

厚生労働大臣が定める要件（平成18年厚生労働省告示第546号）により二人介護の条件は次のとおりとする。

- | |
|---|
| 一 障害者等の身体的理由により一人の従業者による介護が困難と認められる場合 |
| 二 暴力行為、著しい迷惑行為、器物破損行為等が認められる場合 |
| 三 その他障害者等の状況等から判断して、第一号又は前号に準ずると認められる場合 |

※二人介護が必要と認められる者は、必要な介護部分についてのみ積算し、基準支給量内または基準支給量＋加算要素の時間内で決定する。（基本支給量または基本支給量＋加算要素が2倍になることはない。）

2. 同行援護

身体介護を伴わない場合

身体介護を伴う場合

サービスの内容

視覚障害により、移動に著しい困難を有する障害児につき、外出時において、当該障害児に同行し、移動に必要な情報を提供するとともに、移動の援護その他の当該障害者が外出する際の必要な援助を行う。

対象者

[身体介護を伴わない場合]

- ①同行援護アセスメント調査票による、調査項目中「1 視力障害」、「2 視野障害」および「3 夜盲」のいずれかが1点以上であり、かつ、「4 移動障害」の点数が1点以上の者。

[身体介護を伴う場合]

下記のいずれにも該当する者。

- ①同行援護アセスメント調査票による、調査項目中「1 視力障害」、「2 視野障害」および「3 夜盲」のいずれかが1点以上であり、かつ、「4 移動障害」の点数が1点以上の者。
- ②障害児の調査項目（5領域10項目）により、「歩行」、「移乗」、「移動」、「排尿」及び「排便」について、いずれか一つ以上「一部介助」又は「全介助」が必要と認められる者。

有効期間（支給決定期間）

1年以内

支給量

原則、月30時間以内の支給量の範囲内で支給する。

二人介護について

厚生労働大臣が定める要件（平成18年厚生労働省告示第546号）により二人介護の条件は次のとおりとする。

- | |
|--|
| <ul style="list-style-type: none">一 障害者等の身体的理由により一人の従業者による介護が困難と認められる場合二 暴力行為、著しい迷惑行為、器物破損行為等が認められる場合三 その他障害者等の状況等から判断して、第一号又は前号に準ずると認められる場合 |
|--|

※二人介護が必要と認められる者は、必要な介護部分についてのみ積算し、基準支給量内または基準支給量+加算要素の時間内で決定する。（基本支給量または基本支給量+加算要素が2倍になることはない。）

同行援護アセスメント調査票

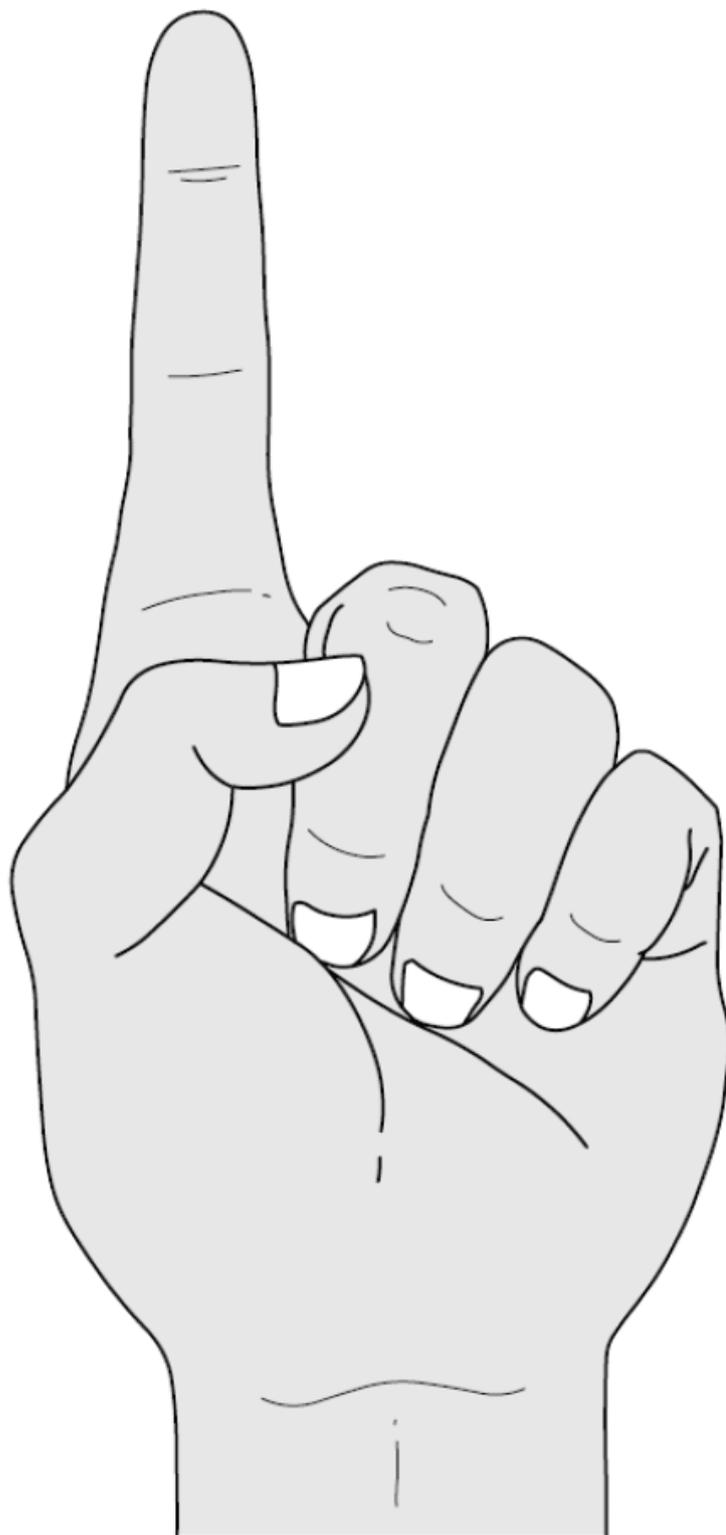
アセスメント項目中、「1～3」のいずれかが「1点以上」であり、かつ、「4」の点数が「1点以上」の者が対象となる。

No.	調査項目		0点	1点	2点	特記事項	備考
1	視力障害	視力	普通 (日常生活に支障がない)	約1m離れた視力確認表の図は見るができるが、目の前に置いた場合は見るができない	ほとんど見えない		矯正視力による測定とする
				目の前に置いた視力確認表の図は見るができるが、遠ざかると見ることができない	見えているのか判断不能		
2	視野障害	視野	視野障害がない	両眼の視野がそれぞれ10度以内かつ両眼による視野について視能率による損失率が90%以上である	両眼の視野がそれぞれ10度以内かつ両眼による視野について視能率による損失率が95%以上である	視力障害の1点又は2点の事項に該当せず、視野に障害がある場合に評価する	
			視野障害の1点又は2点の事項に該当しない。				
3	夜盲	網膜色素変性症等による夜盲等	網膜色素変性症等による夜盲等がない	暗い場所や夜間等の移動の際、慣れた場所以外では歩行できない程度の視野、視力等の能力の低下がある	—	視力障害又は視野障害の1点又は2点の事項に該当せず、夜盲等の症状により移動に著しく困難を来したものである場合に評価する。必要に応じて医師意見書を添付する。	人的支援なしに視覚情報により単独歩行が可能な場合に「歩行できる」と判断する
			夜盲の1点の事項に該当しない				
4	移動障害	盲人安全つえ(又は盲導犬)の使用による単独歩行	慣れていない場所であっても歩行ができる	慣れた場所での歩行のみできる	慣れた場所であっても歩行ができない	夜盲による移動障害の場合は、夜間や照明が不十分な場所等を想定したものと	人的支援なしに視覚情報により単独歩行が可能な場合に「歩行できる」と判断する

注1 「夜盲等」の「等」については網膜色素変性症、錐体ジストロフィー、白子症等による「過度羞明」等をいう。

注2 「歩行」については、車いす等による移動手段を含む。

(視力確認表：A4)



3. 行動援護

サービスの内容

知的障害又は精神障害により行動上著しい困難を有する障害者等であって常時介護を要する者につき、当該障害者等が行動する際に生じ得る危険を回避するために必要な援護、外出時における移動中の介護、排せつ及び食事等の介護その他の当該障害者等が行動する際の必要な援助を行う。

対象者

行動援護の調査等項目（12項目）の合計点数が8点以上である者（33ページ参照）

有効期間（支給決定期間）

1年以内

支給量

原則、以下の基本支給量の範囲内で支給する。

	上記の対象者に該当し、かつ障害児の調査項目（5領域10項目）の合計点数が、1～6点	上記の対象者に該当し、かつ障害児の調査項目（5領域10項目）の合計点数が、7～13点	上記の対象者に該当し、かつ障害児の調査項目（5領域10項目）の合計点数が、14～20点
基本支給量 (時間)	20	30	45

※障害児の調査項目（5領域10項目）

	項目	区分	判断基準
①	食事	・全介助（2点） ・一部介助（1点）	全面的に介助を要する。 おかずを刻んでもらうなど一部介助を要する。
②	排せつ	・全介助（2点） ・一部介助（1点）	全面的に介助を要する。 便器に座らせてもらうなど一部介助を要する。
③	入浴	・全介助（2点） ・一部介助（1点）	全面的に介助を要する。 身体を洗ってもらうなど一部介助を要する。
④	移動	・全介助（2点） ・一部介助（1点）	全面的に介助を要する。 手を貸してもらうなど一部介助を要する。
⑤	行動障害および精神症状	・ある（2点） ・ときどきある（1点）	ほぼ毎日ある。 週1・2回程度以上ある。 (1)強いこだわり、多動、パニック等の不安定な行動。 (2)睡眠障害や食事・排せつに係る不適応行動。 (3)自分を叩いたり傷つけたり他人を叩いたり蹴ったり、器物を壊したりする行為。 (4)気分が憂鬱で悲観的になったり、時には思考力が低下する。 (5)再三の手洗いや繰り返し確認のため日常動作に時間がかかる。 (6)他者と交流することの不安や緊張のため外出できない。また自室に閉じこもって何もしていない。

二人介護について

厚生労働大臣が定める要件（平成18年厚生労働省告示第546号）により二人介護の条件は次のとおりとする。

- 一 障害者等の身体的理由により一人の従業者による介護が困難と認められる場合
- 二 暴力行為、著しい迷惑行為、器物破損行為等が認められる場合
- 三 その他障害者等の状況等から判断して、第一号又は前号に準ずると認められる場合

※二人介護が必要と認められる者は、必要な介護部分についてのみ積算し、基準支給量内または基準支給量＋加算要素の時間内で決定する。（基本支給量または基本支給量＋加算要素が2倍になることはない。）

※行動援護の調査等項目

	項目（106項目の行動関連項目）	判断基準（換算点数）
①	本人独自の表現方法を用いた意思表示。 （6-3-イ）	1 意思表示できる。（0） 2 時々独自の方法でないと意思表示できない。（1） 3 常に独自の方法でないと意思表示できない。（2） 4 できない。（2）
②	言葉以外のコミュニケーション手段を用いた説明の理解 （6-4-イ）	1 日常生活においては、言葉以外の方法（ジェスチャー、絵カード等）を用いなくても説明を理解できる。（0） 2 時々、言葉以外の方法（ジェスチャー、絵カード等）を用いないと説明を理解できないとことがある。（1） 3 常に、言葉以外の方法（ジェスチャー、絵カード等）を用いないと説明を理解できない。（2） 4 言葉以外の方法を用いても説明を理解できない。（2）
③	食べられないものを口に入れること （7-ツ）	1 ない（0） 2 とときどきある（0） 3 A 週1回以上（1） 3 B ほぼ毎日（2）
④	多動または行動の停止 （7-ナ）	1 ない（0） 2 まれにある（0） 3 月に1回以上（0） 4 週に1回以上（1） 5 ほぼ毎日（2）
⑤	パニックや不安定な行動 （7-ニ）	1 ない（0） 2 まれにある（0） 3 月に1回以上（0） 4 週に1回以上（1） 5 ほぼ毎日（2）
⑥	自分の体を叩いたり傷つけたりするなどの行為 （7-ヌ）	1 ない（0） 2 まれにある（0） 3 月に1回以上（0） 4 週に1回以上（1） 5 ほぼ毎日（2）
⑦	叩いたり蹴ったり器物を壊したりなどの行為 （7-ネ）	1 ない（0） 2 まれにある（0） 3 月に1回以上（0） 4 週に1回以上（1） 5 ほぼ毎日（2）
⑧	他人に突然抱きついたり、断りもなく物を持ってくる （7-ノ）	1 ない（0） 2 まれにある（0） 3 月に1回以上（0） 4 週に1回以上（1） 5 ほぼ毎日（2）
⑨	環境の変化により、突発的に通常と違う声を出す （7-ハ）	1 ない（0） 2 まれにある（0） 3 週に1回以上（0） 4 日に1回以上（1） 5 日に頻回（2）
⑩	突然走っていなくなるような突発的行動 （7-ヒ）	1 ない（0） 2 まれにある（0） 3 週に1回以上（0） 4 日に1回以上（1） 5 日に頻回（2）
⑪	過食、反すう等の食事に関する行動 （7-フ）	1 ない（0） 2 まれにある（0） 3 週に1回以上（0） 4 日に1回以上（1） 5 ほぼ毎日（2）
⑫	てんかん発作 （医師意見書）	1 年1回以上（換算せず） 2 月1回以上（1） 3 週1回以上（2）

4. 短期入所

サービスの内容

居宅においてその介護を行う者の疾病その他の理由により、障害者支援施設等への短期間の入所を必要とする障害者等につき、当該施設に短期間の入所をさせ、入浴、排せつ及び食事の介護その他の必要な支援を行う。

対象者

障害程度区分が区分1以上である障害者

有効期間（支給決定期間）

1年以内

支給量

原則、以下の基本支給量の範囲内で支給する。

	区分1 障害児の調査項目①～④の項目のうち「全介助」が3項目以上又は⑤の項目のうち「ある」が1項目以上	区分2 障害児の調査項目①～④の項目のうち「一部介助」が3項目以上又は⑤の項目のうち「ときどきある」が1項目以上	区分3 区分1又は2に該当しない児童で、①～⑤のうち「ある」、「ときどきある」、「一部介助」又は「全介助」が1項目以上
基本支給量 (時間)	7日/月		

※障害児の調査項目（5領域10項目）

	項目	区分	判断基準
①	食事	・全介助（2点） ・一部介助（1点）	全面的に介助を要する。 おかずを刻んでもらうなど一部介助を要する。
②	排せつ	・全介助（2点） ・一部介助（1点）	全面的に介助を要する。 便器に座らせてもらうなど一部介助を要する。
③	入浴	・全介助（2点） ・一部介助（1点）	全面的に介助を要する。 身体を洗ってもらうなど一部介助を要する。
④	移動	・全介助（2点） ・一部介助（1点）	全面的に介助を要する。 手を貸してもらうなど一部介助を要する。
⑤	行動障害および精神症状	・ある（2点） ・ときどきある（1点）	ほぼ毎日ある。 週1・2回程度以上ある。 (1)強いこだわり、多動、パニック等の不安定な行動。 (2)睡眠障害や食事・排せつに係る不適応行動。 (3)自分を叩いたり傷つけたり他人を叩いたり蹴ったり、器物を壊したりする行為。 (4)気分が憂鬱で悲観的になったり、時には思考力が低下する。 (5)再三の手洗いや繰り返し確認のため日常動作に時間がかかる。 (6)他者と交流することの不安や緊張のため外出できない。また自室に閉じこもって何もしていない。

なお、介護者等の急な疾病、入院、その他やむを得ない事情がある場合は、月7日を超える支給も可能とする。

加算について

- ・ 遷延性意識障害者または障害児（26ページ参照）
 - ①厚生労働大臣が定める基準（平成18年厚生労働省告示第236号）に規定する基準に適合すると認められた遷延性意識障害者又はこれに準ずる者
 - ②医師により筋萎縮性側索硬化症等の運動ニューロン疾患の分類に属すると診断された者
- ・ 重症心身障害児
 - 身体障害者手帳1、2級かつ療育手帳㊦、A
 - *ただし、療育手帳の申請中又は低年齢等のため療育手帳の判定ができない場合に限り、療育手帳に代えて療育手帳の㊦又はA相当の知的障害と記載された医師診断書で認定を行えるものとする。
- ・ 重度障害者支援加算
 - 重度障害者包括支援対象者（27ページ参照）

5. 重度障害者等包括支援

サービスの内容

常時介護を要する障害者等であって、意思疎通を図ることに著しい支障がある者のうち、四肢の麻痺及び寝たきりの状態にある者並びに知的障害又は精神障害により行動上著しい困難を有する者につき、居宅介護、重度訪問介護、行動援護、生活介護、短期入所、共同生活介護、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援を包括的に提供する。

対象者

障害程度区分が区分6に該当する者のうち、意思疎通に著しい困難を有する者であって、以下のいずれかに該当する者

- ・ 重度訪問介護の対象であって、四肢すべてに麻痺等があり、寝たきりの状態にある障害者で①または②に該当する者
 - ①人工呼吸器による呼吸管理を行っている障害者
 - ②最重度知的障害者
- ・ 障害程度区分の認定調査項目のうち行動関連項目の合計点が8点以上

※ 重度障害者等包括支援（概ね15歳以上）については、106項目（障害者の認定調査項目と同じ）の調査を行い、市町村審査会に重度障害者等包括支援の対象となることが相当であるかの意見を聴いた上で支給の可否を決定する。

類 型	判 定 基 準
I 類型 状態像 ・筋ジストロフィー ・筋萎縮症側索硬化症 ・脊椎損傷 ・遷延性意識障害	① 区分6の「重度訪問介護」対象者
	② 認定調査項目「1-1 麻痺等」の4項目においていずれも「ある」と認定
	③ 認定調査項目「2-7 寝返り」において「できない」と認定
	④ 認定調査項目「8 医療」において「気管切開の処置あり」かつ「レスピーター装着あり」と認定
	⑤ 認定調査項目「6-3-ア 意思の伝達」において「ときどき伝達できる」又は「ほとんど伝達できない」又は「できない」と認定
II 類型 状態像 ・重症心身障害者	① 概況調査において知的障害の程度が「最重度」と確認
	② 区分6の「重度訪問介護」対象者
	③ 認定調査項目「1-1 麻痺等」の4項目においていずれも「ある」と認定
	④ 認定調査項目「2-7寝返り」において「できない」と認定
	⑤ 認定調査項目「6-3-ア 意思の伝達」において「ときどき伝達できる」又は「ほとんど伝達できない」又は「できない」と認定
III 類型 状態像 ・強度行動障害	① 区分6の「行動援護」対象者
	② 認定調査項目「6-3-ア 意思の伝達」において「ときどき伝達できる」又は「ほとんど伝達できない」又は「できない」と認定

有効期間（支給決定期間）

1年以内

支給量

原則、以下の基本支給量の範囲内で支給する。

	区分6に相当する心身状態
基本支給量 (単位)	70, 177

併給について

重度障害者等包括支援は、障害福祉サービスを包括的に提供するものであるため、他の障害福祉サービスとの併給はできない。

6. 重度訪問介護

※児童福祉法第63条の4の規定に基づき児童相談所長から市長が通知を受けた場合は、18歳以上の障害者として扱う。→13～14ページ参照

Ⅲ 訓練等給付費支給決定基準

1. 自立訓練（機能訓練）

サービスの内容

身体障害者につき、障害者支援施設若しくは障害福祉サービス事業所に通わせ、当該障害者支援施設若しくは障害福祉サービス事業所において、又は当該障害者の居宅を訪問して行う理学療法、作業療法その他必要なリハビリテーション、生活等に関する相談及び助言その他の必要な支援を行う。

対象者

地域生活を営む上で、身体機能・生活能力の維持・向上等のため、一定の支援が必要な身体障害者。具体的には次のような例が挙げられる。

- ①入所施設・病院を退所・退院した者であって、地域生活への移行等を図る上で、身体的リハビリテーションの継続や身体機能の維持・回復などの支援が必要な者
- ②盲・ろう・養護学校を卒業した者であって、地域生活を営む上で、身体機能の維持・回復などの支援が必要な者 等

有効期間（支給決定期間）

1年以内

※なお、暫定支給決定期間有り（2ヶ月）

標準利用期間

1年間

※ 標準利用期間を超える場合は、市町村の審査会を経て最大1年間の更新は可能である。

支給量

原則、以下の基本支給量の範囲内で支給する。

基本支給量（日数）

当該月の日数から8日を控除した日数（原則23日／月）

※心身の状態が不安定である、介護者が不在で特に支援が必要であるなど、利用者の状態等を考慮し、市町村が判断した場合は、原則の日数を超えて決定することができる。

施設入所支援との併給について

原則として、機能訓練を利用する者は、通所が原則となる。ただし、通所できない状況があれば、施設入所支援の決定をすることは可能。

この場合、障害程度区分はなくても問題はない。

2. 自立訓練（生活訓練）

サービスの内容

知的障害者（障害児を除く）又は精神障害者（障害児を除く）につき、障害者支援施設若しくはサービス事業所に通わせ、当該障害者支援施設若しくはサービス事業所において、又は当該障害者の居宅を訪問して行う入浴、排せつ及び食事等に関する自立した日常生活を営むために必要な訓練、生活等に関する相談及び助言その他の必要な支援を行う。

対象者

地域生活を営む上で、生活能力の維持・向上等のため、一定の支援が必要な知的障害者・精神障害者。具体的には次のような例が挙げられる。

- ①入所施設・病院を退所・退院した者であって、地域生活への移行を図る上で、生活能力の維持・向上などの支援が必要な者
- ②養護学校を卒業した者、継続した通院により症状が安定している者等であって、地域生活を営む上で、生活能力の維持・向上などの支援が必要な者 等

有効期間（支給決定期間）

1年以内

※ なお、暫定支給決定期間有り（2ヶ月）

標準利用期間

1年間

※ 標準利用期間を超える場合は、市町村の審査会を経て最大1年間の更新は可能である。

支給量

原則、以下の基本支給量の範囲内で支給する。

基本支給量（日数）

当該月の日数から8日を控除した日数（原則23日／月）

※心身の状態が不安定である、介護者が不在で特に支援が必要であるなど、利用者の状態等を考慮し、市町村が判断した場合は、原則の日数を超えて決定することができる。

加算について

・地域生活移行個別支援特別加算

心身喪失等の状態で重大な他害行為を行った者の医療及び観察等に関する法律対象者や刑務所出所者等に設定ができる。

3. 宿泊型自立訓練

サービスの内容

知的障害者（障害児を除く）又は精神障害者（障害児を除く）につき、居室その他の設備を利用させるとともに、家事等の日常生活能力を向上させるための支援、生活等に関する相談及び助言その他の必要な支援を行う。

対象者

自立訓練（生活訓練）の対象者に掲げる者のうち、日中、一般就労や外部の障害福祉サービスを利用している者であって、地域移行に向けて一定期間、居住の場を提供して帰宅後における生活能力等の維持・向上のための訓練その他の支援が必要な知的障害者・精神障害者。

有効期間（支給決定期間）

1年以内

※なお、暫定支給期間有り（2か月）

標準利用期間

2年間（長期間入院していた又はこれに類する事由のある障害者にあっては3年間）

※ 標準利用期間を超える場合は、市町村の審査会を経て更新は可能である。

支給量

原則、以下の基本支給量の範囲内で支給する。

基本支給量（日数）

当該月の日数（原則31日／月）

4. 就労移行支援

サービスの内容

就労を希望する65歳未満の障害者であって、通常の事業所に雇用されることが可能と見込まれる者につき、生産活動、職場体験その他の活動の機会の提供その他の就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練、求職活動に関する支援、その適性に応じた職場の開拓、就職後における職場への定着のために必要な相談その他の必要な支援を行う。

対象者

- ① 就労を希望する者であって、単独で就労することが困難であるため、就労に必要な知識及び技術の習得若しくは就労先の紹介その他の支援が必要な65歳未満の者
- ② あん摩マッサージ指圧師免許、はり師免許又はきゅう師免許を取得することにより、就労を希望する者

有効期間（支給決定期間）

1年以内（ただし、②に該当する者が利用する養成施設の場合は5年以内）

※ なお、暫定支給決定期間有り（2ヶ月）

標準利用期間

2年間

※ 標準利用期間内では、必要に応じて1年ごとに支給決定期間の更新が可能である。

※ 標準利用期間を超える場合は、市町村の審査会を経て最大1年間の更新は可能である。

支給量

原則、以下の基本支給量の範囲内で支給する。

基本支給量（日数）

当該月の日数から8日を控除した日数（原則23日／月）

※ 心身の状態が不安定である、介護者が不在で特に支援が必要であるなど、利用者の状態等を考慮し、市町村が判断した場合は、原則の日数を超えて決定することができる。

5. 就労継続支援A型

サービスの内容

通常の事業所に雇用されることが困難であって、雇用契約に基づく就労が可能である者に対して行う雇用契約の締結等による就労の機会の提供及び生産活動の機会の提供その他の就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練その他の必要な支援を行う。

対象者

企業等に就労することが困難な者であって、雇用契約に基づき、継続的に就労することが可能な65才未満の者（利用開始時65歳未満の者）

- ①就労移行支援事業を利用したが、企業等の雇用に結びつかなかった者
- ②盲・ろう・養護学校を卒業して就職活動を行ったが、企業等の雇用に結びつかなかった者
- ③ 企業等を離職した者等就労経験のある者で、現に雇用関係がない者

特例

(7) 特例の考え方

障害者自立支援法においては、障害者の一般就労を進める観点から、就労継続支援A型事業を創設し、福祉における雇用の場の拡大をめざしているところである。一方、障害者によっては直ちに雇用契約を結ぶことは難しいが、将来的には雇用関係へ移行することが期待できる者も多いことから、就労継続支援事業A型においては、下記により雇用によらない者の利用を可能とし、雇用関係への移行を進める。

(1) 要件

- ①雇用契約を締結する利用者に係る利用定員の数が10人以上であること。
- ②雇用契約を締結しない利用者に係る利用定員の数が、利用定員の半数及び9人を超えることができないこと。
- ③雇用契約を締結する利用者と雇用契約を締結しない利用者の作業場所、及び作業内容を明確に区分すること（別棟であることや、施設の別の場所で別の作業を実施していること、勤務表、シフト表は別々に管理すること、誰が見ても明確に区分されている状態であること）。

有効期間（支給決定期間）

3年以内

※なお、暫定支給決定期間有り（2ヶ月）

支給量

原則、以下の基本支給量の範囲内で支給する。

基本支給量（日数）

当該月の日数から8日を控除した日数（原則23日/月）

※心身の状態が不安定である、介護者が不在で特に支援が必要であるなど、利用者の状態等を考慮し、市町村が判断した場合は、原則の日数を超えて決定することができる。

6. 就労継続支援B型

サービスの内容

通常の事業所に雇用されることが困難であって、雇用契約に基づく就労が困難である者に対して行う就労の機会の提供及び生産活動の機会の提供その他の就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練その他の必要な支援を行う。

対象者

就労移行支援事業等を利用したが一般企業等の雇用に結びつかない者や、一定年齢に達している者などであって、就労の機会等を通じ、生産活動にかかる知識及び能力の向上や維持が期待される者。具体的には次のような事が挙げられる。

- ① 就労経験がある者であって、年齢や体力の面で一般企業に雇用されることが困難となった者
 - ② 就労移行支援事業を利用（暫定支給決定での利用を含む。）した結果、B型の利用が適当と判断された者
 - ③ ①、②に該当しない者であって、50歳に達している者又は障害基礎年金1級受給者
 - ④ ①から③までのいずれにも該当しない者であって、一般就労や就労継続支援A型事業所による雇用の場が乏しい又は就労移行支援事業者が少ない地域において、協議会等からの意見を徴すること等により、一般就労への移行が困難と市町村が判断した本事業の利用希望者（平成27年3月31日までの経過措置）
 - ⑤ 障害者支援施設に入所する者については、指定特定相談事業者によるサービス等利用計画の作成の手続きを経た上で、市町村が利用の組み合わせの必要性を認めた者
- ※③の者のうち以下の者については、原則、平成24年4月以降の支給決定の更新時にサービス等利用計画の作成を求めた上で、生活介護の利用を引き続き認めて差し支えない。
- ・法の施行時の身体・知的の旧法施設（通所施設を含む）の利用者（特定旧法受給者）
 - ・法施行時に旧法施設に入所し、継続して入所している者
 - ・平成24年4月の児童福祉法改正の施行の際に障害児施設（指定医療機関を含む）に入所している者

有効期間（支給決定期間）

3年以内（ただし支給決定時に50歳未満の者は1年以内）

※更新の際に利用に伴う評価票が必要になる。

支給量

原則、以下の基本支給量の範囲内で支給する。

基本支給量（日数）

当該月の日数から8日を控除した日数（原則23日／月）

※心身の状態が不安定である、介護者が不在で特に支援が必要であるなど、利用者の状態等を考慮し、市町村が判断した場合は、原則の日数を超えて決定することができる。

7. 共同生活援助（グループホーム）

サービスの内容

地域で共同生活を営むのに支障のない障害者につき、主として夜間において、共同生活を営むべき住居において相談その他の日常生活上の援助を行う。

対象者

障害程度区分が区分1以下に該当する身体障害者（65歳未満の者又は65歳に達する日の前日までに障害福祉サービス若しくはこれに準ずるものを利用したことがある者に限る）、知的障害者及び精神障害者。

※障害程度区分2以上の方であっても、あえて共同生活援助の利用を希望する場合、共同生活援助を利用することは可能。

有効期間（支給決定期間）

3年以内（ただし、地域移行型ホームは2年以内）

支給量

原則、以下の基本支給量の範囲内で支給する。

基本支給量（日数）

当該月の日数／月（原則31日／月）

併給について

原則として、グループホームに入居する者は、居宅介護及び重度訪問介護を利用することはできない。ただし入居する者が一時帰宅する場合等で、自宅での受け入れ態勢が確保されないなど、やむを得ない理由があり、市が特に必要と認める場合は、共同生活援助にかかる報酬が全く算定されない期間中に限り、居宅介護又は重度訪問介護について支給決定を行うことは可能である。（障害程度区分等が利用要件に該当している場合に限る。）

体験入居について

入所施設、宿泊型自立訓練に入所中または病院に入院中のもので、一時的に体験的な指定共同生活援助（経過的居宅介護利用型一体型共同生活援助事業所については対象外）の利用が必要と認められる者に対し、指定共同生活援助を1回当たり連続30日以内かつ年50日以内に限り利用を認める。

加算について

・ 特定障害者特別給付費対象者（低所得者のみ）

1万円未満⇒実費、1万円以上⇒1万円

・ 地域生活移行個別支援特別加算

心身喪失等の状態で重大な他害行為を行った者の医療及び観察等に関する法律対象者や刑務所出所者等に設定ができる。

IV 地域相談支援給付費支給決定基準

1. 地域移行支援

サービスの内容

障害者支援施設に入所している障害者又は精神科病院に入院している精神障害者につき、住居の確保その他の地域における生活に移行するための活動に関する相談その他の必要な支援を行う。

対象者

地域生活への移行のための支援が必要と認められる者

①障害者支援施設、のぞみの園、児童福祉施設又は療養介護を行う病院に入所している障害者

※ 児童福祉施設に入所する18歳以上の者、障害者支援施設等に入所する15歳以上の障害者みなしの者も対象

②精神科病院に入院している精神障害者

※ 申請者が精神科病院に入院する精神障害者の場合については、長期に入院していることから地域移行に向けた支援の必要性が相対的に高いと見込まれる直近の入院期間が1年以上の者を中心に対象とすることとするが、直近の入院期間が1年未満である者であっても、例えば措置入院者や医療保護入院者で住居の確保などの支援を必要とする者や、地域移行支援を行わなければ入院の長期化が見込まれる者についても対象

※ 精神科病院には精神科病院以外の病院で精神病室が設けられているものを含む。

※ 地域移行支援の対象となる精神科病院には、医療観察法第2条第4項の指定医療機関も含まれており、医療観察法の対象となる者に係る支援に当たっては保護観察所と連携すること。

有効期間（支給決定期間）

6ヶ月以内

※ 必要に応じて6か月間の更新が可能である。更なる更新については、市町村審査会の審査を経て判断すること。

支給量

原則、以下の基本支給量の範囲内で支給する。

基本支給量（日数）

当該月の日数／月（原則31日／月）

2. 地域定着支援

サービスの内容

居宅において単身等で生活する障害者につき、常時連絡体制を確保し、障害の特性に起因して生じた緊急の事態等に相談、緊急訪問その他必要な支援を行う。

対象者

地域生活を継続していくための常時の連絡体制の確保による緊急時等の支援体制が必要と認められる者

①居宅において単身で生活する障害者

②居宅において家族等と同居している障害者のうち、同居している家族等が障害、疾病等のため、障害者に対し、同居している家族等による緊急時等の支援が見込まれない状況にある障害者。なお、障害者施設等や精神科病院から退所・退院した者の他、家族との同居から一人暮らしに移行した者や地域生活が不安定な者等も含む。

※共同生活介護・共同生活援助、宿泊型自立訓練の入居者に係る常時の連絡体制の整備、緊急時の支援等については、通常、当該事業所の世話人等が対応するので対象外。

※①又は②の者のうち、医療観察法の対象となる者に係る支援に当たっては保護観察所と連携すること。

有効期間（支給決定期間）

1年以内

※ 必要に応じて1年間の範囲内で更新が可能である。更なる更新については必要性を判断して支給決定すること。

支給量

原則、以下の基本支給量の範囲内で支給する。

基本支給量（日数）

当該月の日数／月（原則31日／月）

V 計画相談支援給付費支給決定基準

1. サービス利用支援

サービスの内容

障害福祉サービスに係る障害者若しくは障害児の保護者又は地域相談支援の申請に係る障害者の心身の状況及び環境、サービスの利用に関する意向等の事情を勘案し、利用する障害福祉サービス又は地域相談支援等の種類や内容を記載したサービス等利用計画案を作成する。

※ サービス等利用計画については、原則として、平成27年3月末までにすべての障害福祉サービス又は地域相談支援を利用する障害者等を対象とする。基本的には更新又は変更申請の際に対象者としていくが、①新規利用者、②特に支援が必要と認められる者、③施設入所者について優先的に対象者としていく。

[サービス等利用計画案の記載事項（指定特定相談支援事業者作成時）]

- ①利用者及び家族の生活に対する意向、生活全般の解決すべき問題
- ②総合的な援助の方針
- ③提供される福祉サービス等の目標及びその達成時期
- ④福祉サービス等の種類、内容、量、提供する上での留意事項
- ⑤モニタリング期間

[サービス等利用計画の記載事項（支給決定後）]

サービス等利用計画の内容に加え、以下の事項を追加。

- ①福祉サービス等の利用料、担当者

対象者

障害福祉サービスの申請若しくは変更申請に係る障害者若しくは障害児の保護者又は地域相談支援の申請に係る障害者

※ ただし、介護保険制度のケアプラン作成対象者については、障害福祉サービス固有のものと認められるサービスの利用を希望する場合で、市町村が必要と認める場合。

※ 施設入所支援と就労継続支援、障害程度区分が低い者にかかる生活介護の利用については、サービス等利用計画案の作成が前提となるため、平成24年4月以降の新規決定者については留意すること。

有効期間（支給決定期間）

開始月

- ①新規に計画相談支援給付費の対象となる者
サービス利用支援を実施する月（サービス等利用計画を作成する月）
- ②既に計画相談支援給付費の対象となっている者
更新前の支給期間の翌月

終期月

障害福祉サービス又は地域相談支援給付費決定の有効期間のうち最長の有効期間の終期月

2. 継続サービス利用支援

サービスの内容

支給決定障害者又は地域相談支援給付決定障害者が、支給決定の有効期限内において、当該者に係るサービスの利用計画が適切であるかどうか、モニタリングの期間ごとに利用状況を検証し、その結果及び心身の状況、環境等その他の事情を勘案し、サービス利用計画の見直しを行い、その結果に基づき、次のいずれかの便宜の供与を行う。

- ①サービス等の利用計画を変更するとともに、関係者との連絡調整等の便宜を供与。
- ②新たな支給決定もしくは支給決定の変更又は地域相談支援給付決定が必要と認められる場合は、当該申請を勧奨。

対象者

指定特定相談支援事業者が提供したサービス利用支援によりサービス等利用計画が作成された支給決定障害者又は地域相談支援給付決定障害者

モニタリング期間

市町村が、指定特定相談支援事業者の提案を踏まえて以下の懸案事項及び標準期間を勘案して個別の対象者ごとに柔軟に定めることができる。

- ①障害者の心身の状況
- ②障害者等の置かれている状況
⇒地域移行等に係る住環境や生活環境の変化、家族の入院、死亡又は出生等による家庭環境の変化、ライフステージの変化の有無等
- ③総合的な援助の方針
- ④生活全般の解決すべき問題
- ⑤提供されるサービスの目標及び達成時期
- ⑥提供されるサービスの種類、内容、量等

◎ 標準期間

- ①支給決定及び支給決定の変更により障害福祉サービスの内容が著しく変動する者
⇒1ヵ月毎（決定及び変更してから3ヶ月間）
- ②重度障害者等包括支援及び施設入所支援を除く障害福祉サービス又は地域定着支援を利用する者のうち次に掲げるもの（①を除く）⇒1ヵ月毎
 - a) 障害者支援施設からの退所に伴い、一定期間、集中的に支援を行うことが必要である者
 - b) 単身の世帯に属するため又はその同居している家族等の障害、疾病等のため、自ら指定障害福祉サービス事業者等との連絡調整を行うことが困難である者
 - c) 重度障害者等包括支援に係る支給決定を受けられることができる者
- ③重度障害者等包括支援及び施設入所支援を除く障害福祉サービスを利用する者又は地域定着支援を利用する者のうち前号に掲げるもの以外並びに地域移行支援を利用する者
⇒半年毎

- ④重度障害者等包括支援を利用する者及び障害者支援施設、のぞみの園又は療養介護を行う病院に入所している者（①に掲げる者及び地域移行支援を利用する者を除く）

⇒ 1年毎

有効期間（支給決定期間）

開始月

- ①新規に計画相談支援給付費の対象となる者
サービス利用支援を実施する月（サービス等利用計画を作成する月）
- ②既に計画相談支援給付費の対象となっている者
更新前の支給期間の翌月

終期月

障害福祉サービス又は地域相談支援給付費決定の有効期間のうち最長の有効期間の終期月

モニタリング期間に係る開始月と終期月

モニタリング期間の設定に当たっては、継続サービス利用支援の実施月を特定するため、併せて、当該モニタリング期間に係る継続サービス利用支援の開始月と終期月を設定することとする。

（1）当該モニタリング期間に係る継続サービス利用支援の開始月

継続サービス利用支援の開始月については、支給決定又は地域相談支援給付費決定の有効期間の終期月において継続サービス利用支援を実施することを前提に、当該者に係るモニタリング期間を勘案して設定することとする。

※支給決定又は地域相談支援給付費決定の有効期間の終期月においては、対象者の状況に応じて、継続サービス利用支援と併せて支給決定又は地域相談支援給付費決定の更新等のためのサービス利用支援を実施（報酬はサービス利用支援の報酬のみ算定。）

なお、1人の者に対して複数の支給決定又は地域相談支援給付費決定の有効期間の終期が設定される場合には、複数の支給決定又は地域相談支援給付費決定の有効期間のうち最長の有効期間の終期月に継続サービス利用支援を実施することを前提に、当該者に係るモニタリング期間を勘案して、継続サービス利用支援の開始月を設定する。

（2）当該モニタリング期間に係る継続サービス利用支援の終期月

原則として、計画相談支援給付費の支給期間の終期月（障害福祉サービスの支給決定又は地域相談支援給付費決定の有効期間の終期月）と同じとする。

※支給期間の終期月とモニタリングの最終月が一致しない場合は、モニタリングの最終月を支給決定期間の終期月に設定をし、そこから遡ってモニタリング月の設定を行う。

※月の途中で支給決定をした場合のモニタリング期間の設定を3か月毎月モニタリングと設定した場合、開始時期は支給決定した月か支給決定した翌月からかは、利用開始の状況により個別に設定を行う。

●支援の内容と給付費の算定について

	サービス利用支援 (プランニング)	継続サービス利用支援 (モニタリング)
支援の概要	支給決定前に行う支援	支給決定後に行う支援
支援の詳細	1. 利用者についてのアセスメント(必ず利用者の居宅等に訪問をし、利用者及びその家族に面接)	1. 次の支援をとおしたサービス等利用計画の実施状況の把握 ・モニタリング期間ごとに利用者の居宅等を訪問して面接 ・面接の結果等を記録
	2. サービス等利用計画案の作成	
	3. 計画案を利用者又はその家族に説明・同意	
	4. 計画案を利用者へ交付	
	5. 支給決定を踏まえた計画案の変更(必要時)	2. 必要に応じて、次のいずれかの支援を実施 ・計画の変更 ・サービス事業者等との連絡調整その他の便宜 ・支給決定に係る申請の勧奨
	6. サービス事業者等との連絡調整、サービス担当者会議の開催等	
	7. 担当者会議等の意見を踏まえた計画案を利用者又はその家族に説明・同意	
	8. サービス利用計画の作成	
	9. 計画を利用者及び担当者へ交付	

⇒サービス利用支援は、1～9までの一連の支援すべてとなるので、すべてを行ってはじめて給付費算定の対象となる。

⇒サービス利用支援は、「サービス等利用計画を作成し、利用者から文書により同意を得た日」の属する月分として給付費を請求。

⇒モニタリングは、計画変更等を行わない場合、「面接の結果等を記録した日」の属する月分として給付費を請求。計画変更、サービス事業者との連絡調整又は申請勧奨を行う場合、「計画変更等を行った日」の属する月分として給付費を請求。

⇒モニタリング実施月に、利用者の入院、旅行その他の都合により面接が困難な場合は、やむを得ない理由として翌月でも請求を可とする。

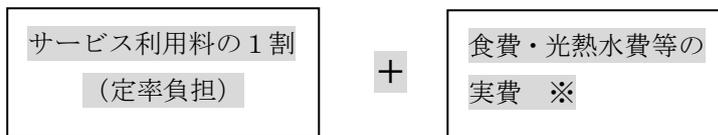
⇒計画作成とモニタリングを同一の月で実施する場合は、サービス利用支援に係る給付費のみの算定となる。

VI 利用者負担

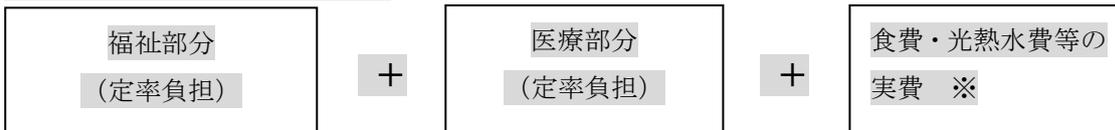
①利用者負担について

1. 負担の考え方

①福祉型



②医療型（主に療養介護）



※ 食費・光熱水費等の国の基準額は、施設入所者では月額58,000円、食費は1食650円（おおよそ食材料費分230円、人件費相当分420円）とされているが、施設ごとに異なる。

その他

①食事提供体制加算

低所得者（生活保護世帯、市町村民税非課税世帯および市町村民税課税世帯（所得割16万円未満に限る（ただし児童は、28万円未満））に対し、短期入所、生活介護、旧法施設支援通所等の加算対象施設利用時の食費にかかる人件費相当分を補助する。

②利用者負担上限管理対象者

一月あたりの利用者負担額が設定された負担上限月額を超過することが予想される場合に、上限管理対象の該当として認定をする。

参考資料

上限管理対象者かどうかの判別	
上限月額とサービス支給量により、支給決定されているサービスを全て利用したと仮定した場合に、一月の上限額を超える場合に管理対象として認定を行う。	
区分や利用の仕方により異なるため、詳細な金額を出すことは困難であるため、算定基礎と考えられる金額は下記のとおり。	
身体介護	400円／1時間
家事援助	150円／1時間
短期入所	1,000円／1日
GH	6,000円／1月
通所施設	14,000円／1月

②適用期間の取り扱いについて

- ・有効期間が最長1年以内のサービスの支給決定を受けている場合
⇒そのサービスの終了期間と併せて設定をする。

【最長1年以内のサービス】

介護給付費	居宅介護、重度訪問介護、行動援護、同行援護、短期入所、重度障害者等包括支援
訓練等給付費	自立訓練（生活訓練・機能訓練）、就労移行支援（養成施設を除く）、就労継続支援B型（50歳未満の者）、宿泊型自立訓練

- ・有効期間が1年以上のサービスのみが支給決定されている場合
⇒次の6月30日までの設定をする。

※ 変更は、翌月の初日から適用する。ただし、申請日が月の初日の場合は、当該月の初日からの変更とする。

また、生活保護受給世帯になった場合のみ、申請月の初日にさかのぼって適用できる。

③所得に応じた定率負担のひと月の上限額

所得区分		負担上限月額	
		介護給付費	療養介護医療費
生活保護	生活保護受給世帯	0円	0円
低所得1	市区町村民税非課税世帯で、年間収入が80万円を以下の者	0円	15,000円 (※4)
低所得2	市区町村民税非課税世帯で、年間収入が80万円を超える者		24,600円 (※4)
一般1 (市区町村民税課税世帯)	居宅で生活する児童(市区町村民税所得割額28万円未満)	4,600円	40,200円
	居宅で生活する障害者(市区町村民税所得割額16万円未満)、20歳未満の施設入所者(市区町村民税所得割額28万円未満)	9,300円	
一般2(市区町村民税課税世帯で一般1に該当しない)		37,200円	

※1 課税を判断する世帯の範囲は、18歳以上の障害者(施設入所する18、19歳は障害児と同じ。)は、本人およびその配偶者、障害児は、保護者等の属する世帯とする。

※2 年間収入は、18歳以上の方は本人、18歳未満の方は保護者の収入により認定する。

※3 同一世帯で障害福祉サービス、介護保険、補装具等の利用者負担が一定額以上の場合は、申請により高額障害福祉サービス等給付費の対象となる可能性がある。

※4 療養介護医療を利用し、低所得1・2である場合は、収入に応じて医療型個別減免の措置がありません。

Ⅶ そ の 他

1. 介護保険制度との関係について

介護保険制度によるサービスを受けている者で、さらに障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による介護給付費等の支給を希望する者は、平成19年3月28日付け厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部企画課長・障害福祉課長通知「障害者の日常生活を総合的に支援するための法律に基づく自立支援給付と介護保険制度との適用関係等について」に基づき、その要否を判断する。これにより必要性が認められるものについては、介護保険によるサービスと障害福祉サービスで同内容のサービスである場合は、障害福祉サービスによる支給量から介護保険によるサービス量を差し引いた量を支給量とする。

※障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく自立支援給付と介護保険制度との適用関係等について（抜粋）

（2）介護給付費等と介護保険制度との適用関係

介護保険の被保険者である65歳以上の障害者が要介護状態又は要支援状態となった場合（40歳以上65歳未満の者の場合は、その要介護状態又は要支援状態の原因である身体上又は精神上の障害が加齢に伴って生ずる心身上の変化に起因する特定疾病によって生じた場合）には、要介護認定等を受け、介護保険法の規定による保険給付を受けることができる。

その際、自立支援給付については、法第7条の他の法令による給付との調整規定に基づき、介護保険法の規定による保険給付が優先されることとなるが、介護給付費等の支給決定を行う際の介護保険制度との適用関係の基本的な考え方は以下のとおりであるので、市町村は、介護保険の被保険者（受給者）である障害者から障害福祉サービスの利用に係る支給申請があった場合は、個別のケースに応じて、申請に係る障害福祉サービスに相当する介護保険サービスにより適切な支援を受けることが可能か否か、当該介護保険サービスに係る保険給付を受けることが可能か否か等について、介護保険担当課や当該受給者の居宅介護支援を行う居宅介護支援事業者等とも必要に応じて連携した上で把握し、適切に支給決定すること。

① 優先される介護保険サービス

自立支援給付に優先する介護保険法の規定による保険給付は、介護給付、予防給付及び市町村特別給付とされている（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令（平成18年政令第10号）第2条。したがって、これらの給付対象となる介護保険サービスが利用できる場合は、当該介護保険サービスの利用が優先される。

② 介護保険サービス優先の捉え方

ア サービス内容や機能から、障害福祉サービスに相当する介護保険サービスがある場合は、基本的には、この介護保険サービスに係る保険給付を優先して受けることとなる。しかしながら、障害者が同様のサービスを希望する場合でも、その心身の状況やサービス利用を必要とする理由は多様であり、介護保険サービスを一律に優先させ、これにより必要な支援を受けることができるか否かを一概に判断することは困難であることから、障害福祉サービスの種類や利用者の状況に応じて当該サービスに相当する介護保険サービスを特定し、一律に当該介護保険サービスを優先的に利用するものとはしないこととする。

したがって、市町村において、申請に係る障害福祉サービスの利用に関する具体的な内容

(利用意向)を聴き取りにより把握した上で、申請者が必要としている支援内容を介護保険サービスにより受けることが可能か否かを適切に判断すること。

なお、その際には、従前のサービスに加え、小規模多機能型居宅介護などの地域密着型サービスについても、その実施の有無、当該障害者の利用の可否等について確認するよう留意する必要がある。

イ サービス内容や機能から、介護保険サービスには相当するものがない障害福祉サービス固有のものと認められるもの行動援護自立訓練生活訓練就労移行支援、就労継続支援等)については、当該障害福祉サービスに係る介護給付費等)を支給する。

③ 具体的な運用

②により、申請に係る障害福祉サービスに相当する介護保険サービスにより必要な支援を受けることが可能と判断される場合には、基本的には介護給付費等を支給することはできないが、以下のとおり、当該サービスの利用について、介護保険法の規定による保険給付が受けられない場合にはその限りにおいて介護給付費等を支給することが可能である。

ア 在宅の障害者で、申請に係る障害福祉サービスについて当該市町村において適当と認める支給量が、当該障害福祉サービスに相当する介護保険サービスに係る保険給付の居宅介護サービス費等区分支給限度基準額の制約から、介護保険のケアプラン上において介護保険サービスのみによって確保することができないものと認められる場合。

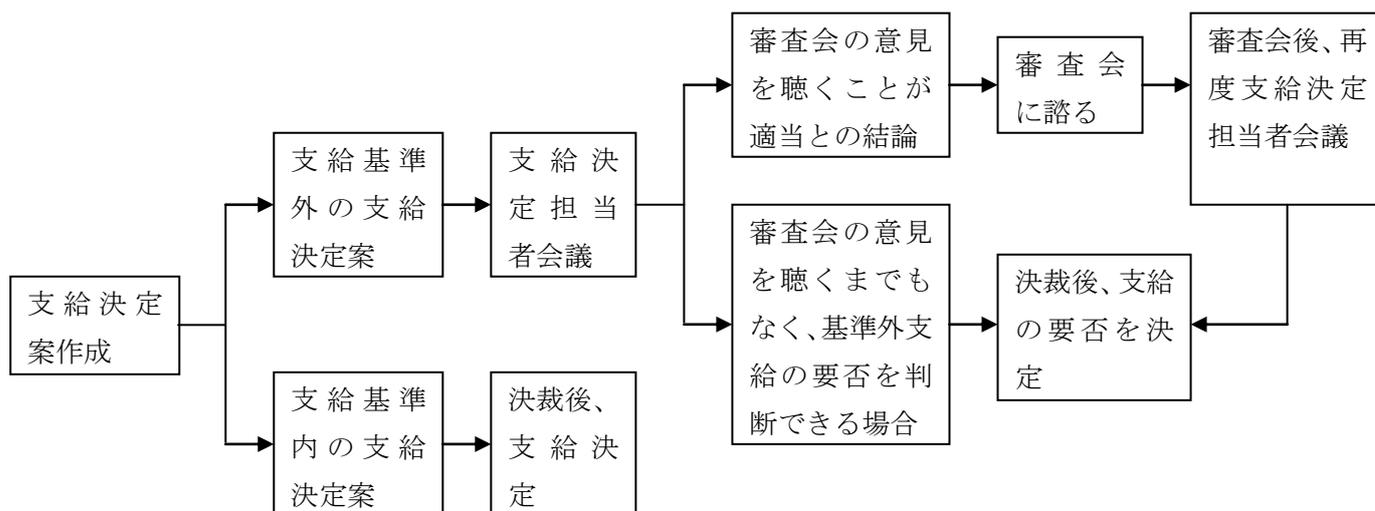
イ 利用可能な介護保険サービスに係る事業所又は施設が身近にない、あっても利用定員に空きがないなど、当該障害者が実際に申請に係る障害福祉サービスに相当する介護保険サービスを利用することが困難と市町村が認める場合(当該事情が解消するまでの間に限る。)

ウ 介護保険サービスによる支援が可能な障害者が、介護保険法に基づく要介護認定等を受けた結果、非該当と判定された場合など、当該介護保険サービスを利用できない場合であって、なお申請に係る障害福祉サービスによる支援が必要と市町村が認める場合(介護給付費に係るサービスについては、必要な障害程度区分が認定された場合に限る。)

2. 支給決定基準と異なる支給決定を行う必要がある場合

支給決定を行うにあたり、川越市障害福祉サービス等支給決定基準と異なる支給決定案となった場合は、市障害者福祉課内部での検討を経た上で、必要なものについては川越市介護給付費等支給審査会に当該支給決定案について意見を聴く。その上で、最終的な支給の可否を判断する。

その手順については以下のとおりとする。



VIII 地域生活支援事業支給決定基準

1. 移動支援事業

事業内容

屋外での移動に困難がある障害者及び障害児の社会生活上必要不可欠な外出及び余暇活動等の社会参加のための外出（通勤、営業活動等の経済活動に係る外出及び、通年かつ長期にわたる外出及び社会通念上適当でない外出を除き、原則として1日の範囲内で用務を終えるものに限る。）の際の移動支援を行う。

対象者

- (1) 身体障害者（視覚障害者（児）、全身性障害者（児）及びこれに準ずる者）
- (2) 知的障害者（児）
- (3) 精神障害者（児）

ただし、同様の支援が障害者自立支援法に基づく障害福祉サービスにおいて利用できる場合又はその他の法令等により同様のサービスが利用できる場合は、当該サービスを優先して利用するものとする。

利用上限時間 月30時間

ただし、市長が必要と認めた場合は、月30時間を超えて利用決定を行うことができるものとする。

その場合は、本人の障害程度、家族の介護状況、利用意向等を勘案し、真に必要と認められる時間数の決定を行うものとする。

移動支援における身体介護の有無について

当該サービスを利用する障害者又は障害児が排せつ、整容、食事等の身体介護を必要とするかどうか、家族等からの聴き取りにより判断することとする。

2. 日中一時支援事業

事業内容

登録事業所において、障害者及び障害児に日中における活動の場を提供し、見守り、社会に適応するための日常的な訓練その他の支援を行う。

対象者

- (1) 身体障害者
- (2) 知的障害者
- (3) 精神障害者
- (4) 障害児

ただし、医療機関における日中一時支援事業の利用については、身体障害者手帳2級以上、かつ、療育手帳の障害程度が㊦又はAの者とする。

また、その他の法令等により同様のサービスが受けられる場合は、当該サービスを優先して利用するものとする。

利用上限日数 月10日

ただし、市長が必要と認めた場合は、10日を超えて利用決定をすることができるものとする。

その場合は、本人の障害程度、家族の介護状況、他の福祉サービスの利用状況等を勘案し、決定を行うものとする。

なお、利用日数の換算方法は、次のとおり

1回あたりの利用時間

4時間未満	=	0.25日
4時間以上8時間未満	=	0.5日
8時間以上	=	0.75日

3. 地域活動支援センター事業

事業内容

障害者に創作的活動又は生産活動の機会の提供、社会との交流の促進等の便宜を供与する。

対象者

- (1) 利用決定時に65歳未満の身体障害者、知的障害者又は精神障害者
- (2) 65歳以上の身体障害者、知的障害者又は精神障害者で、地域活動支援センター事業（デイサービス）の利用登録決定を受けたことがあり、かつ下表の要件1又は2を満たすもの。

65歳以上の利用要件

1	介護保険による要介護申請を行い、認定調査の結果非該当となった者
2	介護保険による要介護認定を受け、要介護者又は要支援者と認定されているが介護保険の通所施設を利用していない者で、かつ、次の①、②のどちらかに該当する者
①	進行性筋委縮症、筋委縮性側索硬化症、脊髄小脳変性症等いわゆる難病がある者又は重度の視覚障害・聴覚障害があり、地域活動支援センターでの介護において障害特有の介護技術を必要とし、介護保険制度では同等のサービスを受けられないと市が認める者※注1
②	①に該当しない者で、創作的活動等に熱心で、介護保険のサービスでは同等のサービスを受けられないと市が認める者

利用期間

- (1) 65歳未満の者
 - ① 3年以内
 - ② 65歳の誕生日の属する月の4か月後の末日※注2（当該日までが①を超える場合は、①まで）まで。
- (2) 65歳以上の者 1年以内

利用上限日数 月10日とする。

併給について

原則として、障害者支援施設等に入所する者は利用することができない。ただし、入所するものが一時帰宅中において、介護者の一時的な事情により必要な介護を受けることが困難で、かつ帰宅先と入所施設が遠隔地であるため直ちに入所施設に戻ることも困難である場合等、市が特に必要と認める場合は、施設入所支援等の報酬が算定されない期間においては、支給決定を行うことは可能。

参考

注1・・・このような障害、難病では介護保険制度による対応が困難であるため、支給を認める。ただし、病状のばらつきも考えられるため上記の障害又は難病に該当すれば無条件に認めるのではなく市が認めた者とする。

注2・・・4ヶ月後の末日まで利用を認めるのは、介護保険のサービス移行期間として4ヶ月程度必要であるため。